岐

外 (七) 平 成二十一年 四 月

日

号

則

規

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事

古

田

肈

課 \_ヾ \_ÿ

(税

務

五

同

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

訓 令 岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

目

次

規

則

岐阜県規則第三十四号

岐阜県税条例施行規則 (昭和二十五年岐阜県規則第四十三号) の一部を次のように改 岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

第四節 削除 「第四節 自動車取

目次中 第五節 自動車税 (第八十三条 第八十七条の四)」 を 第五節 第四節の二 軽油

自動車税

引取税(第八十二条の十六 第八十二条の三十一) 得税 (第七十八条 第八十二条の十五) ŕ 「第一節

(第八十三条 第八十七条の四) 第二節 軽油引取税 (第九 自動車取得税(第

十七条 第百四条) 九十六条 第九十六条の十) を「第一節及び第二節 削除」に改める。

及び第八十五条の八から第八十六条までを除く。) 及び第三章第一節」を「第二章第四 に改め、 税又は軽油引取税」を「第二章第四節の二及び第八節中軽油引取税又はゴルフ場利用税」 を「自動車取得税又は自動車税」に、「第二章第八節及び第三章第二節中ゴルフ場利用 第一条第二項中「第三章第二節」を「第四節の二」に、「自動車税又は自動車取得税」 同条第三項中「第二章第五節 (第八十五条、第八十五条の五、第八十五条の六

(第八十二条の二、第八十二条の三及び第八十二条の五から第八十二条の七までを除

平成二十一年四月一日

(金曜日)

岐 阜

県

公 報

号 外

毎週

発行

2 ) 第二条第一項第十五号中「第六百九十九条の三十二」を「第百四十三条」に改める。 第十条の二中「第六十条の十」の下に「、第七十一条の二十四第二項」を加え、「、 及び第五節 (第八十五条及び第八十六条を除く。)」に改める。

(

第百五十八条第二項」を削る。

第二十八条中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」に改め 第十二条第一項中「第百三十七条の八第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

第五十六条の三を第五十六条の四とし、第五十六条の二を第五十六条の三とし、第五

十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 法第五十三条第四十三項に規定する法人の県民税に係る仮装経理法人 (法人の県民税に係る仮装経理法人税割額の還付請求書)

税割額の還付の請求書は、第七十七号の二様式によつて県税事務所長に提出しなけれ

ばならない。

第六十三条の次に次の一条を加える。

第六十三条の二 法第七十二条の二十四の十第六項に規定する法人の事業税に係る仮装

なければならない。

第四節 自動車取得税

岐

阜

県

公

(法人の事業税に係る仮装経理事業税額の還付請求書

の修正申告書は、地方税法施行規則第十六号の九様式によつて自動車税事務所長に提 規定する自動車の取得の報告書並びに条例第六十七条第二項に規定する自動車取得税

第七十九条 法第二十条の九の三の規定による自動車取得税に係る更正の請求をしよう とする者は、第九十五号様式による請求書を自動車税事務所長に提出しなければなら

経理事業税額の還付の請求書は、第七十七号の二様式によつて県税事務所長に提出し

第二章第四節を次のように改める。

(自動車取得税の申告書等)

第七十八条条例第六十六条第一項に規定する自動車取得税の申告書及び同条第二項に

出しなければならない。

(自動車取得税に係る更正の請求)

(証紙代金収納計器の設置等)

第八十条 条例第六十八条第三項に規定する証紙代金収納計器 (以下「収納計器」とい

月一日から翌年三月三十一日までの累計額とする。

う。) の設置場所は、自動車税事務所、軽自動車検査協会岐阜事務所及び社団法人岐

う名称で設立された法人をいう。次項において同じ。) の飛驒事務所の三箇所とする。 阜県自動車会議所(昭和二十六年十二月二十一日に社団法人岐阜県自動車会議所とい

取り扱うものとする。 収納計器は、社団法人岐阜県自動車会議所 (以下「収納計器取扱者」という。) が

自動車税証紙代金収納計器取扱所」と表示した標札を掲げなければならない。 収納計器取扱者は、収納計器の設置場所を明らかにするため「岐阜県自動車取得税

3

2

第八十一条 条例第六十八条第三項に規定する収納計器の印影 (以下「証紙代金収納印」 (証紙代金収納印の印影の形式等)

告書及び自動車税に相当する証紙代金を同時に受け取つたときは、それぞれの税額の 印欄に証紙代金収納印を表示しなければならない。この場合において、自動車税の申 び自動車取得税に相当する証紙代金を受け取つた場合は、当該申告書の証紙代金収納 という。) の形式は、第九十六号様式のとおりとする。 収納計器取扱者は、自動車取得税の納税義務者から第七十八条に規定する申告書及

2

(始動票札の形式) 著しく汚染し、又はき損した証紙代金収納印の印影は、無効とする。

3

合計額を表示するものとする。

第八十二条 収納計器を始動させるために必要な票札 (以下「始動票札」という。) の 形式は、第九十七号様式のとおりとする。

(始動票札の買受け等)

第八十二条の二 収納計器取扱者は、始動票札を買い受けようとするときは、当該始動

票札の額面金額その他の必要事項を記載した第九十八号樣式による始動票札買受請求

(受領) 書を自動車税事務所長に提出しなければならない。

という。) として次の各号に掲げる額の合計額に相当する金額を交付する。 収納計器取扱者に対しては、収納計器取扱手数料(以下この条において「手数料」

項に規定する誤表示金額があるときは、当該誤表示金額を差し引いた後の金額。以 率を乗じて得た額の合計額。この場合において、同表の上欄に掲げる額は、毎年四 下「有効表示金額」という。)の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる手数料 次の表の上欄に掲げる額 (収納計器により表示した金額から第八十二条の五第一

自動車取得税及び自動車税の収納計器による有効表示金額	手数料率
二十億円以下の額	百分の一・五
二十億円を超え三十億円以下の額	百分の一・〇
三十億円を超え五十億円以下の額	百分の〇・五
五十億円を超え七十億円以下の額	百分の〇・二
七十億円を超え百億円以下の額	百分の〇・一
百億円を超え百五十億円以下の額	百分の〇・〇五
百五十億円を超える額	百分の〇・〇二五

**一 前号に規定する合計額に消費税法 (昭和六十三年法律第百八号) 第二十九条に規** 定する税率の範囲内で知事が定める率を乗じて得た額

3

- 3 収納計器取扱手数料請求書を自動車税事務所長に提出しなければならない。 収納計器取扱者は、手数料の交付を受けようとするときは、第九十九号様式による
- 付その他必要な事項は、別に定める。 前三項に規定するもののほか、始動票札の買受けに係る代金の納入及び手数料の交

(始動票札の返還等)

第八十二条の三(始動票札は、返還して現金の還付を受け、又は交換することができな

- ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。
- 始動票札の形式を変更し、又は廃止したとき。
- 収納計器取扱者の指定を取り消したとき。
- 年度が終了した場合において、未使用 (使用中を含む。) の始動票札があるとき。
- 著しく汚染し、又はき損したため使用できなくなつたとき。
- その他自動車税事務所長がやむを得ないと認めるとき。
- 2 前項ただし書の規定により始動票札を返還し、又は交換するときは、第百号様式に **よる始動票札返還(交換)申請書によつて自動車税事務所長に申請しなければならな**
- 3 る始動票札返納書によつて自動車税事務所長に返納しなければならない。 収納計器取扱者は、使用済みとなつた始動票札を毎月取りまとめ第百一号様式によ

第百二号様式による始動票札受払簿に所定の事項を記載し、受

3

収納計器取扱者は、

払いの状況を明らかにしておかなければならない。

(超過表示の禁止)

第八十二条の四 用してはならない。 収納計器取扱者は、始動票札に表示された金額を超えて収納計器を使

(誤表示の取扱い)

第八十二条の五(収納計器取扱者は、申告税額を超えて証紙代金収納印を表示したとき による誤表示確認書に所定の事項を記載し、誤表示となつた申告書を添えて、直ちに、 は、当該収納印の上に第百二号の二様式による誤表示印を押印し、第百二号の三様式 自動車税事務所長の確認を受けなければならない。

- 誤表示確認書を添付して自動車税事務所長に買受の請求をするものとする。 受けのときに、始動票札買受請求 (受領) 書に当該誤表示金額を記載したうえ、当該 収納計器取扱者は、誤表示確認書を毎月取りまとめ、翌月第一回目の始動票札の買
- 又は始動票札の返還事由が生じたときは、第百二号の四様式による始動票札買受代金 還付請求書によつて自動車税事務所長に還付の請求をするものとする。 (収納計器の使用状況の記録等) 収納計器取扱者は、年度末において払戻しを受けていない誤表示金額があるとき、

2 **第八十二条の六 収納計器取扱者は、第百二号の五様式による収納計器使用記録簿を備** え、毎日所定の事項を記載し、収納計器の使用状況を明らかにしておかなければなら 前項の帳簿は、年度ごとに整理し、年度終了後五年間保存しなければならない。

- 3 分を翌月十日までに自動車税事務所長に報告しなければならない。 収納計器取扱者は、第百二号の六様式による収納計器使用状況報告書によつて毎月

(収納計器の取扱状況に関する調査)

第八十二条の七 自動車税事務所長は、必要があると認めるときは、収納計器の使用状 況を調査し、収納計器取扱者に対し必要な指示をすることができる。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等

- **第八十二条の八 条例第六十九条第一項の規定による自動車取得税の納税義務の免除の** 適用を受けようとする者は、譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車 を移転した日から十五日以内に、第百二号の七様式による申請書を自動車税事務所長 に提出しなければならない
- 2 定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、納税義務の免除を決

3 二号の七様式によつて自動車税事務所長に提出しなければならない。 **六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告書を提出すべき時又は日までに、第百** 条例第六十九条第六項に規定する自動車取得税の徴収猶予の申告書は、条例第六十

3

- よつて自動車税事務所長に提出しなければならない。 条第一項の規定の適用があることとなつた日から十五日以内に、第百二号の七様式に 条例第六十九条第六項に規定する自動車取得税に係る徴収金の還付の申請書は、同
- 5 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、還付すべき額を決定 の旨を当該申請者に通知しなければならない。 したとき、又は法第百二十五条第七項の規定により当該還付額を充当したときは、そ

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第八十二条の九(条例第七十条第二項に規定する自動車取得税額の還付又は納付義務の 免除の申請書は、同項の適用があることとなつた日から十五日以内に第百二号の八様 式によつて自動車税事務所長に提出しなければならない。

2 の旨を当該申請者に通知しなければならない。 の規定により当該還付額を充当したとき又は納付義務の免除の決定をしたときは、そ したとき若しくは法第百二十六条第二項の規定により準用する法第百二十五条第七項 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、還付すべき額を決定

(自動車取得税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の納期限)

第八十二条の十 法第百三十二条第一項若しくは第二項又は法第百三十三条の規定によ 知書を発した日から一月を経過した日とする。 徴収する場合の当該加算金額の納期限は、当該加算金額に係る第十一条に規定する通 自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を

岐

阜

県

公

報

(災害による自動車取得税の減免)

**第八十二条の十一 条例第七十一条第一項の規定により、天災その他の災害によつて滅** 以下の額の自動車取得税を減免することができる。 り当該滅失又は損壊した自動車の取得に係る自動車取得税を減免した者を除く。) に 失又は損壊 (修理不能のものに限る。以下この項及び次項において同じ。) した自動 ついては、当該滅失又は損壊した自動車の価額に自動車取得税の税率を乗じて得た額 車に代わる自動車を当該災害のあつた日から三月以内に取得した者 (次項の規定によ

2 例第六十六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告書を提出すべき時又は日まで 条例第七十一条第一項の規定により、自動車を取得した者で当該自動車を取得後条

> た自動車の取得に対して課する自動車取得税の全額を減免することができる。 に天災その他の災害によつて滅失又は損壊したものについては、当該滅失又は損壊し

- 前二項に規定するものは、条例第六十六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告 に提出しなければならない。 書を提出すべき時又は日までに、第百二号の九様式による申請書を自動車税事務所長 条例第七十一条第二項の規定により自動車取得税の減免の申請をしようとする者で
- 4 は、その旨を当該申請者に通知しなければならない。 自動車税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、減免を決定したとき

(公的医療機関の取得による自動車取得税の減免

第八十二条の十二 条例第七十一条第一項の規定により、医療法(昭和二十三年法律第 第一号に掲げるものが救急、採血又はへき地巡回診療のために使用する自動車の取得 減免することができる。 又は第二号から第四号までに掲げるものが開設する病院又は診療所において救急又は へき地巡回診療のために使用する自動車の取得に対して課する自動車取得税の全額を |百五号) 第三十一条に規定する公的医療機関で次の各号に掲げるものについては、

- 日本赤十字社
- 社会福祉法人恩賜財団済生会
- 四 康保険団体連合会 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第八十三条に規定する国民健
- 2 前項各号に掲げるものは、条例第六十六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告 書を提出すべき時又は日までに、第百二号の十樣式による申請書を自動車税事務所長 に提出しなければならない。 条例第七十一条第二項の規定により自動車取得税の減免の申請をしようとする者で
- 3 前条第四項の規定は、前項の申請書を受理した場合について準用する。 (条例第七十一条第一項第四号八の規則で定めるもの)

第八十二条の十三 条例第七十一条第一項第四号八に規定する身体障害者等を介護する 項を除き、以下同じ。) 又は精神障害者 (条例第七十一条第一項第四号に規定する精 障害者をいう。次条第三項、第四項及び第六項並びに第八十七条の三第三項及び第四 者で規則で定めるものは、身体障害者(条例第七十一条第一項第四号に規定する身体 神障害者をいう。次条第三項、第四項及び第六項並びに第八十七条の三第三項及び第

四項を除き、以下同じ。) のみで構成される世帯の身体障害者又は精神障害者を継続 おいて「介護者」という。) とする。 第十四条に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。) の長 (福祉事務所を設 して日常的に介護する者で、福祉事務所 (社会福祉法 (昭和二十六年法律第四十五号) (以下「福祉事務所長等」という。) の確認を受けたもの (次条及び第八十七条の三に 置しない町村にあつては、町村の長)、健康福祉部地域福祉国保課長又は保健所の長

(心身障害等による自動車取得税の減免)

第八十二条の十四 条例第七十一条第一項の規定により、次の各号に掲げる者について する自動車取得税の全部又は一部を減免することができる。 は、それぞれ当該各号に掲げる自動車 (当該者一人につき一台に限る。) の取得に対

- 二 年齢十八歳未満の身体障害者と生計を一にする者 その者又は当該身体障害者と 生計を一にする他の者が専ら当該身体障害者の通学、通院、通所又は生業のために が専ら当該身体障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する自動車の取得 運転する自動車の取得 その者が専ら運転する自動車の取得又はその者と生計を一にする者
- 三 精神障害者 その者と生計を一にする者が専ら当該精神障害者の通学、 所又は生業のために運転する自動車の取得 通院、 通
- 四 の者が専ら当該精神障害者の通学、通院、通所又は生業のために運転する自動車の 精神障害者と生計を一にする者をの者又は当該精神障害者と生計を一にする他

岐

阜

- 五 き、以下「身体障害者等」という。) のみで構成される世帯の身体障害者等 者が所有し、かつ、介護者が運転する自動車の取得 身体障害者又は精神障害者(第三項及び第六項並びに第八十七条の三第三項を除 その
- 2 ない額とする。 前項の規定により減免できる自動車取得税の額は、次に掲げる額のうちいずれか少

| 三百万円に身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転 するための構造変更に要した金額を加算した額に自動車取得税の税率を乗じて得た

3 ら供するための自動車を取得した者については、次の各号のいずれかに該当する自動 条例第七十一条第一項の規定により、構造上身体障害者又は精神障害者の利用に専

(

の身体障害者又は精神障害者一人につき一台に限る。) に対する自動車取得税の全額 を減免することができる。 (特定の身体障害者又は精神障害者のために利用されるものにあつては、 当該特定

車

- 目的に供されているもの 車又は一般の自動車に同様の構造変更が加えられた自動車で、当該自動車の使用の 車いすの昇降装置若しくは固定装置を装置する特別の仕様により製造された自動
- 一 浴槽を装置する特別の仕様により製造された自動車又は一般の自動車に同様の構 造変更が加えられた自動車で、当該自動車の使用の目的に供されているもの
- 精神障害者一人につき一台を対象とする。 前三項の規定による減免については、自動車がその利用に供される身体障害者又は

5

4

- 取得に係る自動車取得税を減免することができない。 車取得税を減免した場合においては、当該自動車を所有している場合にあつてはその (当該自動車が新規登録に係るもので当該登録と同時に減免を受けた場合にあつては **|年間) は、次の各号に掲げる場合を除き、当該身体障害者等による新たな自動車の** 第一項及び第二項の規定により一人の身体障害者等による自動車の取得に係る自動 、当該自動車を所有しなくなつた場合にあつては当該自動車の取得の日から一年間
- 代わる自動車の取得 永久抹消登録又は同法第十六条第一項の規定による一時抹消登録がされた自動車に 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第十五条第一項の規定による
- 天災その他の災害により滅失又は使用不能となつた自動車に代わる自動車の取得
- 前二号との均衡上減免の必要があると認める自動車の取得
- 6 税率を乗じて得た額に相当する額を減免することができる。 障害者又は精神障害者が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車取得税の の取得価格のうち身体障害者又は精神障害者の利用に供するための構造変更又は身体 条例第七十一条第一項の規定により、次の各号に掲げる者については、当該自動車
- **一 構造上身体障害者又は精神障害者の利用に供するための自動車で、身体障害者又** は精神障害者以外の者の利用にも併せて供されるものを取得した者 当該自動車の
- 業用のものに限る。) を取得した者(当該自動車の取得) 専ら身体障害者又は精神障害者が運転するための構造変更がなされた自動車 ( 営
- 条例第七十一条第一項第四号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で

7

これでは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの合にあつては同表の下欄にそれぞれ掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五応じ、被交付者が自ら運転する場合にあつては同表の中欄に、被交付者と生計を一の号において「被交付者」という。)のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者(以下こ)身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定による身

呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	機能障害機能障害機能を運動機能を運動機能を関する。	乳幼児期 上肢	体幹不自由	下肢不自由	上肢不自由	音声機能障害	平衡機能障害	聴覚障害	視覚障害	障害区分
一級、三級	一級、三級	一級、三級	五級、六級三級、四級、	一級、二級、三級	一級、二級、三級、五級	五級、六級一級、二級、四級、	一級、二級、三級	限る。) 三級 (こうとう摘出による	三級	二級、三級	一級、二級、三級、四級	被交付者の障害の級別自ら運転する場合における
一級、三級	一級、三級	一級、三級	一級、二級、三級	_ 級 _ 級	一級、二級、三級	一級、二級、三級	一級、 <u>二</u> 級		三級	二級、三級	一級、二級、三級、四級	付者の障害の級別生計を一にする者又は介護する

疫機能障害 とト免疫不全ウ	小腸の機能障害	腸の機能障害
一級、二級、三級 三級	一級、三級	一級、三級
級、二級、三級	一級、三級	一級、三級

| という。) のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、おいて「戦傷病者」という。) のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、おいて「戦傷病者」という。) のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、おいて「戦傷病者」という。) のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、おいて「戦傷病者」という。) のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、おいて「戦傷病者」という。) のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、おいて「戦傷病者」という。) のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、おいて「戦傷病者」という。) のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、機能障害 (以下「戦傷病者手帳」という。) の交付を受けている者 (以下この号におり機能障害) 第四条の規定による戦傷にあつては同表の下欄にそれぞれ掲げる恩給法 (大正十二年法律第四十八号) 別表を機能障害

下肢不自由	上肢不自由	音声機能障害	平衡機能障害	聴覚障害	視覚障害	傷害の区分
六項症、一款症、二款症、三項症、四項症、五項症、	三項症、四項症、二項症、二項症、	機能障害がある場合に限る。)(こうとう摘出による音声特別項症、一項症、二項症	三項症、四項症、二項症、二項症、	三項症、四項症、二項症、二項症、	三項症、四項症、二項症、二項症、	害の程度戦傷病者の重度障害又は傷自ら運転する場合における
項症、四項症 項症、四項症、二項症、三	項症、四項症、二項症、二項症、三		項症、四項症、二項症、二項症、三	項症、四項症、二項症、二項症、三	項症、四項症、二項症、二項症、三	病者の重度障害又は傷害の程度者が運転する場合における戦傷生計を一にする者又は介護する

体幹不自由	三款症、四項症、一項症、一項症、	、二款症、二項症、	項 特 症、 四 症	垣气	<b>四項症</b> 、一項症、	項 、	項 `   症 一
心臓機能障害	三項症、一項症、	延 二項症	項 特別 項 症	~	一項症、	項症、	
じん臓機能障害	三項症、一項症、	延 二項症	項 特別 項 症	椞	症、 一項症、	項症、一	
呼吸器機能障害	三項症、一項症、	延、 二項症、	項症 特別項症	症	症、一項症、	、一項症、一	
腸の機能障害	三項症、一項症、	延、 二項症、	項症 特別項症	症	症、一項症、	、一項症、一	
小腸の機能障害	三項症、一項症、	延 二項症	頃症 特別項症	症	症、一項症、	項症、一	_

- 8 定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 条例第七十一条第一項第四号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で
- 付を受けている者のうち重度の障害を有するもの 厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳 (以下「療育手帳」という。) の交

岐

- **二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五年法律第百二十三号) 第** る。) (以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。) の交付を受けている者のうち 四十五条の規定による精神障害者保健福祉手帳及び障害者自立支援法(平成十七年 第六条第三項に規定する一級の障害を有するもの 法律第百二十三号)第五十四条第三項の自立支援医療受給者証(精神通院医療に限 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)
- 9 いて、当該申請をしようとする者が第一号に掲げる者であり、かつ、運転する者が身 日を経過する日までに、自動車税事務所長に提出しなければならない。この場合にお で次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める様式による申請書を、条例第 体障害者等と生計を一にする者であるときは市町村長が発行する当該自動車に係る当 六十六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告書を提出すべき時又は日から三十 条例第七十一条第二項の規定により、自動車取得税の減免の申請をしようとする者

7

証明する書類を添付しなければならない。 事実を証明する書類を、第二号に掲げる者であるときは当該自動車に係る当該事実を 身体障害者等の介護者であるときは福祉事務所長等が発行する当該自動車に係る当該 該事実を証明する書類を、当該申請をしようとする者が第一号に掲げる者で、 かつ、

- 第一項に掲げる者 第百二号の十一様式
- 第三項に規定する者 第百二号の十二様式
- 第六項に掲げる者 第百二号の十三様式
- 10 条例第七十一条第四項に規定する規則で定める書類は、身体障害者手帳 (身体障害 帳)、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等とする。 者手帳の交付を受けないで戦傷病者手帳の交付を受けている者にあつては戦傷病者手
- 第八十二条の十一第四項の規定は、第九項の申請書を受理した場合について準用す

(公益等による自動車取得税の減免

第八十二条の十五 条例第七十一条第一項の規定により、消防自動車又は国若しくは地 車の取得に対して課する自動車取得税の全額を減免することができる。 び救護資材の運搬の用に供する自動車を取得した日本赤十字社については、当該自動 方公共団体に無償で貸し付け、公用若しくは公共の用に供する自動車を取得した者及

- 2 条例第七十一条第二項の規定により自動車取得税の減免の申請をしようとする者で うとする理由を証明する書類を添付し、当該申請書を自動車税事務所長に提出しなけ 前項に規定するものは、条例第六十六条第一項各号に規定する自動車取得税の申告書 を提出すべき時又は日までに、第百二号の十四様式による申請書に当該減免を受けよ ればならない。
- 3 第二章第四節の次に次の一節を加える。 第八十二条の十一第四項の規定は、前項の申請書を受理した場合について準用する。

第四節の二 軽油引取税

(仮特約業者の指定等の通知)

**第八十二条の十六 県税事務所長は、法第百四十四条の八第一項の規定による軽油引取** 税の仮特約業者の指定の申請があつた場合において、仮特約業者の指定をしたとき、 又は仮特約業者の指定を認めないときは、その旨を当該申請者に通知しなければなら

2 県税事務所長は、法第百四十四条の八第三項の規定による軽油引取税の仮特約業者

の指定の取消しをしたときは、その旨を当該指定を受けた者に通知しなければならな

(特約業者の指定等の通知

2 県税事務所長は、法第百四十四条の九第三項、第五項本文又は第六項後段の規定に **第八十二条の十七 県税事務所長は、法第百四十四条の九第一項の規定による軽油引取** 税の特約業者の指定の申請があつた場合において、特約業者の指定をしたとき、又は 者に通知しなければならない。 よる軽油引取税の特約業者の指定の取消しをしたときは、その旨を当該指定を受けた 特約業者の指定を認めないときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

(軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量の承認申請

第八十二条の十八 告書に添付して、これを県税事務所長に提出しなければならない。 は、第百二号の十五様式による申請書を条例第七十一条の十第二項に規定する納入申 に掲げる引取りに係る軽油の数量について承認を受けようとする登録特別徴収義務者 条例第七十一条の十第四項の規定により条例第七十一条の五第二号

(軽油引取税の保全担保)

第八十二条の十九 第二十五条の規定は、法第百四十四条の二十の規定による保全担保 項」とあるのは「法第百四十四条の二十第二項」と、同条第四項中「法第十六条の五 とあるのは「法第百四十四条の二十第一項」と、同条第三項中「法第十六条の三第三 について準用する。この場合において、第二十五条第一項中「法第十六条の三第一項」 「法第十六条の五第一項」と読み替えるものとする。 第三項」とあるのは「法第百四十四条の二十第二項」と、「同条第一項」とあるのは

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等)

岐

**第八十二条の二十 条例第七十一条の十一第一項、又は第四項の規定による軽油引取税** の特別徴収義務者の登録又は登録の変更の申請は、第百二号の十六様式による申請書 によつて県税事務所長にしなければならない。

- 2 条例第七十一条の十一第五項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録の消 除の申請は、第百二号の十七様式による申請書によつて県税事務所長にしなければな
- 3 様式による申請書によつて県税事務所長にしなければならない。 条例第七十一条の十三の規定による登録の証票の再交付の申請は、 第百二号の十八

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の返納の命令)

第八十二条の二十一 の十九様式による返納命令書によつて、その発した日から十日以内において返納期限 引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ずる場合においては、 を定めて行わなければならない。 県税事務所長は、条例第七十一条の十四第四項の規定により軽油 第百二号

(軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の返納

第八十二条の二十二 免税軽油使用者は、条例第七十一条の十四第五項後段の規定によ ならない。 式による返納申告書に当該免税軽油使用者証を添えて県税事務所長に提出しなければ り軽油引取税に係る免税軽油使用者証を返納する場合においては、第百二号の二十様

を返納する場合について準用する。 前項の規定は、条例第七十一条の十五第九項の規定により軽油引取税に係る免税証

2

(免税軽油使用者の帳簿の記載等)

第八十二条の二十三 免税軽油使用者は、 つた日ごとに記載しなければならない。 帳簿を備え、次に掲げる事項を当該行為があ

- 交付を受けた免税証の種類及び番号
- **一 免税軽油の引取りのために使用した免税証の種類及び番号並びに引取数量及び引** 取先の氏名又は名称
- 返納した免税証の種類及び番号
- 四 免税機械ごとの稼動時間、生産量等及び給油量、給油量の合計並びに在庫量

(軽油引取税の徴収猶予)

第八十二条の二十四 予の申請書は、第百二号の二十一様式によつて県税事務所長に提出しなければならな 条例第七十一条の十八第二項に規定する軽油引取税に係る徴収猶

2 第二十三条の規定は、条例第七十一条の十八第一項後段の規定により徴する担保に るのは「法第百四十四条の二十九第二項において準用する法第十六条第三項」と、同 ついて準用する。この場合において、第二十三条第三項中「法第十六条第三項」とあ おいて準用する法第十六条の五第一項」と読み替えるものとする。 条第四項中「法第十六条の五第一項」とあるのは「法第百四十四条の二十九第二項に

(軽油引取税の徴収不能額の還付等)

第八十二条の二十五 等に相当する額の還付又は納入義務の免除の申請書は、地方税法施行規則第十六号の 条例第七十一条の十九第二項に規定する軽油引取税の徴収不能額

十四様式によつて県税事務所長に提出しなければならない (軽油の返還があつた旨の申告書等)

**第八十二条の二十六 条例第七十一条の二十第一項又は第二項に規定する軽油の返還が** 二十二様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。 あつた旨の申告書又は軽油の返還に基づく軽油引取税の還付の申請書は、第百二号の

2 金の還付を決定したときは、その旨を当該申告者又は申請者に通知しなければならな がなかつたものとみなす数量を決定したとき、又は軽油引取税額及びこれに係る徴収 県税事務所長は、前項の申告書又は申請書を受理した場合において、軽油の引取り

(免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことに伴う軽油引取税の納入の免除申請書

第八十二条の二十七 条例第七十一条の二十一に規定する免税軽油以外の軽油を免税用 二十三様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。 途に供したことに伴う軽油引取税に係る納入の免除又は還付の申請書は、第百二号の

2 前条第二項の規定は、前項の申請書を受理し、軽油引取税の納入の免除又は還付を 決定した場合について準用する。

(軽油の免税用途使用の承認申請書等)

第八十二条の二十八 条例第七十一条の二十二第一項に規定する免税軽油以外の軽油を 免税用途に供したことに伴う承認の申請書は、第百二号の二十四様式によつて県税事 務所長に提出しなければならない。

岐

2 当該申請書の副本にその旨を記載して当該申請者に交付しなければならない。 県税事務所長は、前項の申請書を受理した場合において、これを承認したときは、

(軽油引取税に係る更正の請求)

**第八十二条の二十九 法第二十条の九の三の規定による軽油引取税に係る更正の請求を** しようとする者は、第百二号の二十五様式による請求書を県税事務所長に提出しなけ ればならない。

(自動車用炭化水素油譲渡証の用紙の交付申請等)

第八十二条の三十 税事務所長に申請しなければならない。 証及びその写しの用紙の交付を受けようとする者は、 法第百四十四条の三十二第六項に規定する自動車用炭化水素油譲渡 第百二号の二十六様式により県

2 前項の用紙の交付を受けた者は、地方税法施行規則第八条の四十三第五項の規定に 9

)

式により当該用紙を県税事務所長に返納しなければならない。 より自動車用炭化水素油譲渡証用紙を返納する場合においては、 第百二号の二十七様

第八十二条の三十一 法第百四十四条の四十七第一項若しくは第二項又は法第百四十四 (軽油引取税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額の納期限

る第十一条に規定する通知書を発した日から十五日を経過した日とする。 条の四十八の規定により軽油引取税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額 又は重加算金額を徴収する場合における当該加算金額の納期限は、当該加算金額に係

第八十五条の二を次のように改める。

(自動車税に係る証紙代金収納印の表示等)

第八十五条の二 自動車税に係る証紙代金収納印の表示その他収納計器の取扱いに関し 取得税」と読み替えるものとする。 十条第一項及び第八十一条第一項中「条例第六十八条第三項」とあるのは「条例第七 ては、第八十条から第八十二条の七までの規定を準用する。この場合において、第八 「第七十八条」とあるのは「第八十四条第一項」と、「自動車税」とあるのは「自動車 十九条第三項」と、第八十一条第二項中「自動車取得税」とあるのは「自動車税」と、

第八十五条の三から第八十五条の十までを削る。

「(昭和三十三年法律第百九十二号)」を削り、同条第二項中「第百六号の三様式」を 「第百二号の十様式」に改める。 第八十七条の二第一項中「(昭和二十三年法律第二百五号)」を削り、同項第三号中 第八十七条第二項第一号中「第百六号様式」を「第百二号の九様式」に改める。

え、同項第三号中「(条例第八十五条の二第一項第三号に規定する精神障害者をいう。 以下同じ。)」を削り、「一にする者」の下に「若しくは当該身体障害者の介護者」を加 号を削り、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項第一号中「第百六号の四様式」を を削り、「一にする者」の下に「若しくは当該精神障害者の介護者」を加え、同項第五 第三項、第四項並びに第九十六条の九第三項、第四項及び第六項を除き、以下同じ。)」 障害者をいう。第三項、第四項並びに第九十六条の九第三項、第四項及び第六項を除き、 「第八項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とする。 **『第百二号の十一様式』に改め、同項第二号中「第百六号の五様式」を「第百二号の十** |様式」に改め、同項を同条第六項とし、 第八十七条の三第一項第一号中「(条例第八十五条の二第一項第三号に規定する身体 同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中

第八十七条の四第二項第一号中「第百六号の七様式」を「第百二号の十四様式」に改

<b>号外</b> (7)	岐	阜	果	公	報	4	<b>花成</b> 21	年4.	月1日	3	(	10 )	1
				樣式目次中 第二十					7	第九十六条から第百四条まで	第一節及び第二節	第三章第一節及び第二節を次のように改める。	める。
				第二十三号樣式 納						条まで 削除	二節削除	二節を次のよ	
				納付(納入)						P.O.		らに改める。	
				通知書									
項九十九八十九八十八八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十八十	条の三及び第一条の三分で第二十七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	十条の二第三第二項、第八	六十四条の三二第二項、第	第六十四条の四条第四項、	二項、第六十	第二項、第五五十六条の二	条第四項、第	項、第二十五二十三条第四	第十四条、第				
	第			<u>を</u>	-								
	第二十三号様式												
	納付(納入)通知書												
	八) 通知書												
二条及十第六二第	四 二	十第	五条	条 項	二第								
二第二項、第六十四条の三十四第、第六十四条の三十四第。 二項 第二項、第八十二 「第二項、第八十二 「第二項、第八十二 「第二項、第八十二 「第六十四条の三	四条第四項、二項、第六十	十六条の四第第二項、第五	五十六条の三条第四項第	項、第二十五	二十三条第四第十四条、第								
	ŕ												
第三十二号													第三十一号

(11) <b>平成</b> 21 <b>年4月1日</b>	岐	阜		県		公	‡	報								号	外	(7	)
様式																			
供 (変更) 命令書																			
書 (増 担保) 提																			
提																			
条 項、第二十三条第 項、第五十六 項、第五十六 項、第五十六 第二十三条第 二 第二第二																			
第三十一号様式	7																		
· 様 式											第								
供 担 ( 保 変 (											第三十三号								
	様 式																		
	担 保																		
	(保 全																		
	(保全担保) 提供書																		
	<b>提</b> 供 書																		
第二第条項七二十第六条 二項九の、条項四二十第	項条	項、	条の	項、	+	第二	条筆	項、	二百百	第一	第二項	に第	七名	二百	士	第一	六十	条筆	項
第二年三条第二年三条第二年三条第二年三条の三が第二年三条の三がびに第二十三条の二第二十三条第二十二条第二十三条第二十三条第二十三条第二十三条第二十三条第二十三	項、第六十四条 の三 第二	項、第五十六	条の二第二	項、第五十六	十六条第二	第三項、第二	条第二項及び	項、第二十五	項及び第三	第二十三条第	項	に第九十九条	七条の三並び	二項、第九十	十四条の三第	第二項、第六	六十四条の二	条第四項、第	第六十四
	を 第三十二号様式																		
	号様式																		
	担保																		
	<b>A</b>																		

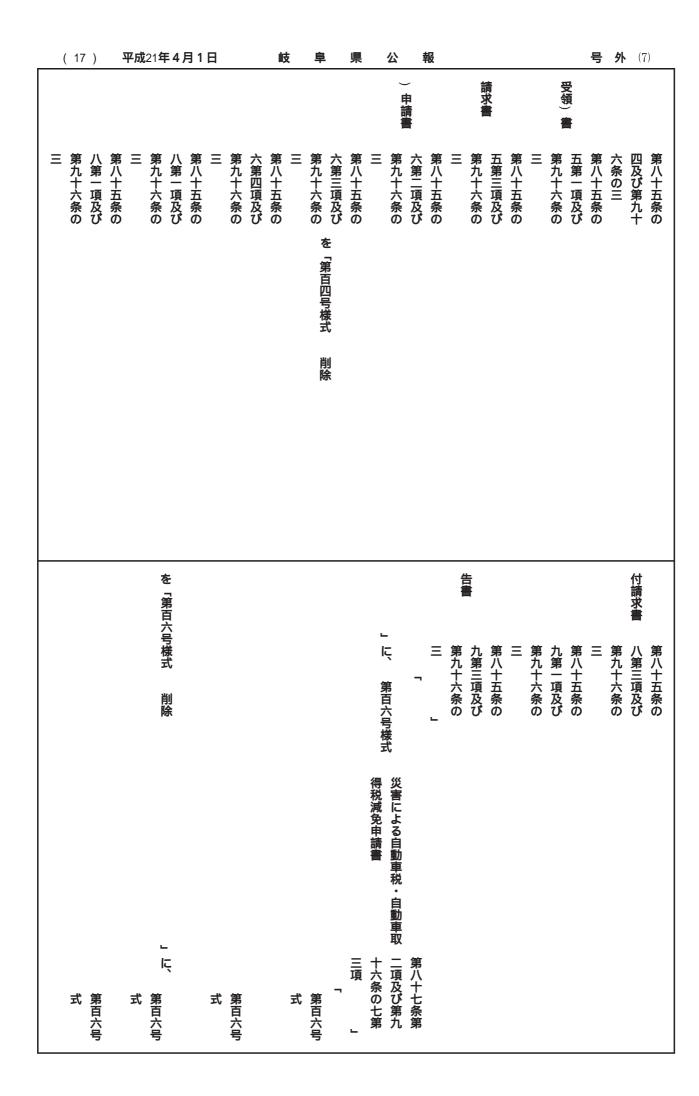
<b>号外</b> (7)	岐阜 県 公 報	<b>平成</b> 21 <b>年4月1日</b> (12)
更)命令書 (増担保)提		様式 納税保証書
提条項、第五十六条第二項及び第三年、第五十六条第二項及び第三十六条第二十五年、第二十五年、第二年、第二年、第二年、第二年、第二年、第二年、第二年、第二年、第二年、第二	二項、第九十九条第第九十九条第二項、第九十七十十二項、第七十十二条の四第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	- 第二十六条第 - 第二十六条第二十六条第二項、第二十六条第二項、第五十六 - 第二項、第五十六 - 第二項、第五十六 - 第二項、第二十六 - 第二項、第二十六 - 第二項、第二十
		第三十三号樣式納稅保
	保全担保)提供書	
第項の宗の第二十四条の第二十四条の第二十四条の第二十四条の第二十四条の第二十四条の第二十四条の第二十三条第二条が第二十三条第二条が第二十二三条第二条が第二十二三条の第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	等項項 第二項 条の二 第二項 系の二十四条の三第二十四条の三第二十四条の三第二十四条の三第二十四条の三第二十四条の三第二十二 第二十二 第二十二 第二十二 第二十二 第二十二 第二十二 第二十二
	第三十六号	
	送金案内書(自動車	

誤表示	第音二号の二枚			二及び第六十	仮老経理治ノ和書客及て導動利	様式
			式まで	第五十六条の	第七十七号の二(双長至里よし説別頁なが事業説	13 第七十
			に、から第百	項及び第三項		を
			「第九十五	六十三条第一	<b>州岳林三納付額還付請求書</b>	
始動票	第百二号樣式			一項並びに第	第七十七十歳式 法人の県民税及び事業税の中間	
				第五十六条第		7
			項及び第三項」			
			六十三条第一		」 第十十七号 村田 納付額還付請求書	月1 二 一 ! / / 余
始動票	第百一号樣式		一項並びに第	ひ事業税の中間		
			第五十六条第		7	
女里	如正年本江		玉の還付) 第 単取得税又は 第	自動車税の過誤納金の還付)送金案内書 (自動車取得税又は	第二十八条を第三十六号様式	の還付) 税又は自動
台 助 票	第百号蒙式				項	-
					の二十四第二	阜
					に第八十二条	
<b>山</b>	ラブー ブモ 村豆				条の十九並び	県
又 内 十					項、第八十二	
					七条の四第二	<u>公</u>
					二項、第七十	
女重昊	9ブーノモ 村宝				十四条の三第	報
台 边 夏					第二項、第六	
					六十四条の二	
					条第四項、第	
始動票	第九十七号樣式				項、第六十四	E E
					条の四第二	
					項、第五十六	
証紙代	第九十六号樣式				六条の三第二	
					二項、第五十	号
書	9.十五号,横云				第二十六条第	外
自動車					五条第二項、	(7
	三条の二	額の還付請求書			二項、第二十	

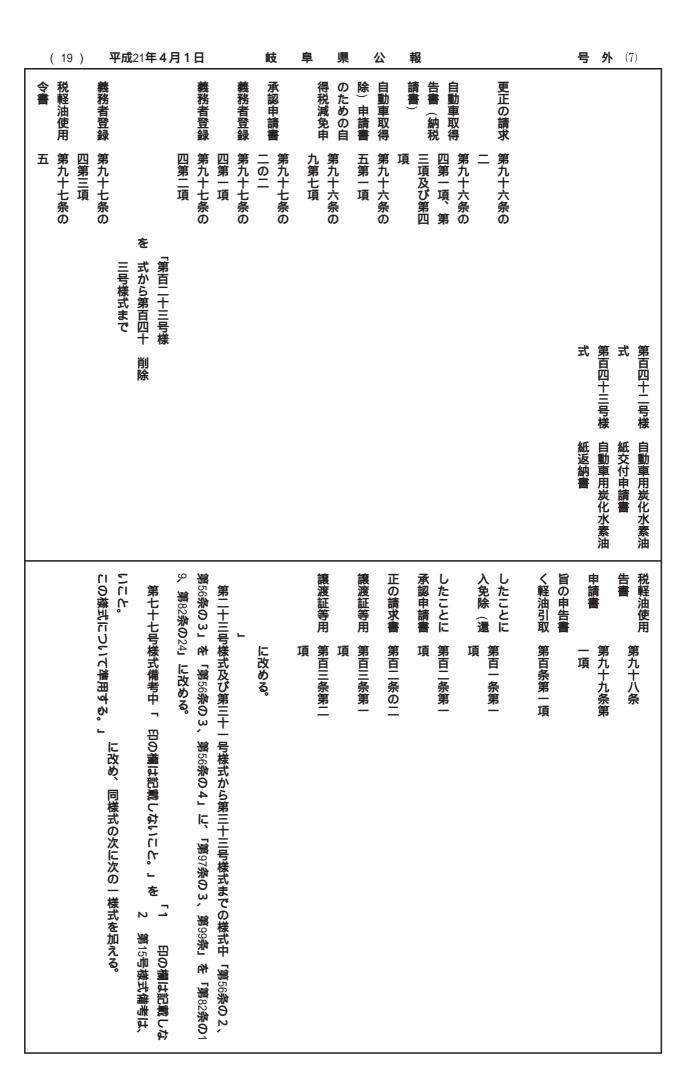
号 :	<b>外</b> (7)								diş	<b>支</b>	阜		県	2	`	報				平成2	21 <b>年</b>	4 F	1	日	(	14	)
					二号樣	号樣式																					
					体削除	I																					
					KSV																						
				_	を																						
式	第百二		式	第百二		式	第百二	Ī	t j	<b>第</b> 写		3	第 15 百 二	į		式	第百二			式	第百二			式	第 百 二		式
	第百二号の十様			第百二号の九様			第百二号の八様		15 音音 日 の十枚	号のと			代 第百二号の六様	<u>;</u> ) <del>,</del>			第百二号の五様				第百二号の四様				第百二号の三様		
			東			税		義						ŧ													
車 取 得	公 的 医		車税減	災害に		税還付	自動車	義務免	税の徴	譲渡担			収納計			以 納 計	9 			始動票				誤表示			
第百二	一 第 百二	様式	第百二	様式	第百二	様式	第百二	様式	第百二	様式	第百二	様式	第百二	様式	第百二			様式	第百二		様式	第百			様式	第百二	
第百二号の二十	一様式第百二号の二十		第百二号の二十		第百二号の十九		第百二号の十八		第百二号の十七		第百二号の十六		第百二号の十五		第百二号の十四				第百二号の十三			第百二号の十二	<del>-</del> ) -			第百二号の十一	
±⊽				者		証		削		<u>-</u>		車		j		<u>,</u>	前書			事書	動				税		
軽油の	軽油引	者証・	軽油引	者証・	軽油引	証票再	軽油引	削除申	軽油引	(変更 	軽油引	車	#    	;	助を記し	<b>E</b>	<b>1</b>	<b>F</b> I	動車に	<b>≛</b> E	動車取	ら供す	構造上	<u> </u>	税・自	身体障	

( 15 )	<b>平成</b> 21 <b>年 4</b> .	月1日	岐	阜	県	公	報				号 外 (7)	
札返還(交換)申請書	器取扱手数料請求書	札買受請求(受領)書	札		金収納印	取得税に係る更正の請求						
第八十五条の三第二項及び	第八十五条の出第二条の	第八十五条の出第八十二条の	の二の第八十五条	第八十二条及十五条の二	一項及び第八	第七十九条						
							七様式第百二号の二十	六様式第百二号の二十	五様式第百二号の二十	四様式の二十	三様式 第百二号の二十	一長し
							紙自納車	紙交付車	軽 油 引	伴 軽 う 油 軽 を	付 伴 軽 税 ) 申 軽 を 付	į
保財産に係る自動車取得	器使用状況報告書	器使用記錄簿	札買受代金選付請求書		確認書		印		札受払簿		札返納書	
八第一項、第 第八十二条の	第八十五条の第八十二条の	第八十五条の第八十二条の	第八十五条の五第三項及び	第八十二条の	第八十五条の五第一項及び	第八十二条の	第八十五条の五第一項及び	第八十二条の	第八十五条の三第四項及び	第八十二条の	第八十五条の第八十二条の	-
第百四号の七様	第百四号の六様	二様式	式 第百四号の五様	3	第百四号の四様	式	第百四号の三様	様式の第百四号の二	「第百四号樣式及			
始動票札返納書	始動票札返還 (交換	収納計器取扱手数料	始動票札買受請求(		始動票札	<b>袁糸イミリ糸E</b>	证纸代金又内印	除				

	号	外	(7)						_		岐	Ī.	阜	<u>.                                    </u>	県		公	‡	钑			平	<b>成</b> 2	1年	4月	1 E	1	(	16	)
)申請書	取税特別徴収義務者登録		取税課税免除承認申請書		減免申請書	による自動車取得税・自			係る自動車取得税減免申	身体障害者等のための自		得税・自動車税減免申請	るための自動車に係る自	身体障害者等の利用に専		動車税減免申請書	害者等に係る自動車取得			税・自動車税減免申請書	療機関の所有による自動			免申請書	よる自動車取得税・自動		(納付義務免除) 申請書	の返還による自動車取得	除 (還付) 申請書)	収猶予該当申告書(納税
二十第一項	第八十二条の	†	第八十二条の	の四第二項	び第八十七条	十五第二項及	第八十二条の	対の対対	上四角 二角 (	第八十二条の	の三第六項	び第八十七条	十四第九項及	第八十二条の	の三第六項	び第八十七条	十四第九項及	第八十二条の	の二第二項	び第八十七条	十二第二項及	第八十二条の	第二項	び第八十七条	十一第三項及	第八十二条の	九第一項	第八十二条の	項	三項及び第四に、
						樣式	第百四号の十三			様式	第百四号の十二			樣式	第百四号の十一			式	第百四号の十様			式	第百四号の九様			式	第百四号の八様			式
						<b>山糸言昙化月丬</b> 汉幸	<b>以内計器吏用犬兄报</b>			山糸吉畏化月吉金気	又内汁器吏用记录等			女重具木里冬什么说	台边真儿里受弋企园			語表方稱該書				記え方氏	是長			女重夏木号主领	台边票儿受公事			
Ξ	第九十六条の	三第一項及び	第八十五条の				書	用炭化水素油譲渡証等用	申請書	用炭化水素油讓渡証等用	取移に傍る更正の語才書		油引取税免税承認申請書	免税用途に供したことに	請書	油引取税納入免除(還	免税用途に供したことに	申請書)	の返還に基づく軽油引取	返還があつた旨の申告書	耳禾谷山浙三 百言書	<b>以兑散又酋予申青唐</b>	免税証返納申告書	取税に係る免税軽油使用	免税証返納命令書	取税に係る免税軽油使用	交付申請書	取税特別徵収義務者登録	請書	取税特別徵収義務者登録
	Ø	υ	<b>Б</b>				三十第二項	第八十二条の	三十第一項	第八十二条の	二十九	第八十二条の	二十八第一項	第八十二条の	- - - - - - - - :	ラノーニ系の	育しトニ系の	二十分第一項	9/十二条の	育しトニ系の	二十四第一項	第八十二条の	二十二第一項	第八十二条の	<u>=</u>	第八十二条の	二十第三項	第八十二条の	二十第二項	第八十二条の



軽油引取税に係る更	式	第百二十八号様 自動車の返還による		Ę
	第百四十一号樣	<b>拿</b> 教 <b>夕</b> 隊( <b>道</b> 付) 申		<del>}</del>
伴う軽油引取税免税		式 表名色余 (置寸) 目 一		外
軽油を免税用途に供	第百四十号様式	第百二十七号様(説が扎代則及に任る)		(7)
付)申請書	Ī	度度旦尽才を二系ろ		
伴う軽油引取税納	から かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい か	<b>去</b>		
軽油を免税用途に供	有写三十つ寻蒙	第百二十六号様 自動車取得税に係る		
税還付申請書)	ī	五号様式まで		
(軽油の返還に基づ	は、	式から第百二十 削除		
軽油の返還があつた	第三十八号兼	「第百二十三号様		
車分三月 禾谷山 第二	式	十第二項 」		
圣由引叹兑数又酋予 —	第百三十七号樣	第九十六条の	取得税減免申請書	dis
者証・免税証返納申	式	四第二項及び	の七様 公益等による自動車税・自動車	支 —
軽油引取税に係る免	第百三十六号樣	第八十七条の		阜
者証・免税証返納命	式		i B	
軽油引取税に係る免	第百三十五号樣		の六様	県
証票再交付申請書	式	九第七項	書	
軽油引取税特別徴収	第百三十四号樣	第九十六条のの一体可能で	動車税・自動車取得税減免申請	公
	」  三号様式	の上蒙式まで	の五様ら供するための自動車に係る自	i
削除	に、 式及び第百三十	第八十七条のを一式から第三六号・削余()()()())())())())())())())())())())())	構造上身体障害者等の利用に専	報
	第百三十二号樣	九第七項「唐」であり三様		
削除申請書	二樣式	第九十六条の	自動車取得税減免申請書	
軽油引取税特別徴収	第百三十一号の	三第八項及び	の四様(身体障害者等に係る自動車税・	平
(変更) 申請書	式	第八十七条の		成2
軽油引取税特別徴収	第百三十一号樣	八第二項		1年
耳>E オミオ1B	\$10 min in i	第九十六条の	車税・自動車取得税減免申請書	4月
圣由引取说果说免余	第三十号蒙式	二第二項及び	の三様の公的医療機関の所有による自動	1 E
請書	茔	第八十七条の		1
動車に係る自動車取	う で ラー・プラヤ			(
構造上身体障害者等	有写二十七号篆	式		18
税還付(納付義務免	式	第百六号		)



<b>会 ロ の 2 世 十</b>		\ /\$\\\	なっったの 3 間だい
第//写U Z 依式	(用紙日本工業規格A4	)(第30余いて、	第63余の~ほぼか)

付		処	理事	項	課移	番	号
● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	所 在 地	-	-				
年 月 日	名 称						
4 7 6	代表者住所・居所						
	代 表 者 氏 名						Ħ
<b>県税事務所長</b> 様	この請求書について応 答する係氏名		電記	番号			

### 仮装経理法人税割額及び事業税額の還付請求書

次の事実が生じましたので、地方税法第53条第42項及び第72条24の10第4項の規定により、法人県民税・ 事業税の仮装経理に基づく過大申告に係る更正額について還付の請求をします。

生じた事実

会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があっ た。

民事再生法の規定による再生手続開始の決定があった。

地方税法施行令第9条の8の6及び第24条の2の5に規定する事実が生じた。

第1号該当 第2号該当

上	記の事	事実が	生じた	: 日			年		月	日				
還	付	請	求	額										円
	事	業	年	度		年	月	E	から	年	月	日	まで	
	税			目	県	民	1	棁	事	業		税		計
		圣理に基 告に係る					ſ	7				円		円
還付請	しくは	うち既に は充当又 <b>た額</b>												
求額	還付さ	されるべ	き金額											
	のき	うち未納	金額											
	還付記	青求額												
				金	融機	関 名	i							
		受け		金	融機関	所在地	ļ		·					
合	の掛	<b></b> 込	先 等	П	座	番 号	当		·	·	座	音	<b>Š</b>	通
				Н		<b>—</b>								
摘			要											

- 備考 1 この申請書は正副 2 通を提出することとし、正本には還付請求に係る事実を証明する書類を添付 すること。
  - 2 「生じた事実」欄は、該当する に√を付すこと。
  - 印の欄は記載しないこと。
  - 4 第15号様式備考は、この様式について準用する。

	付											処	理事	項	
	一 受	)即 -		住(	所	ŧ	E	所 地)							
	年月	1	日		法人			名 (その) (氏名)							E
	自動車税事務	所長様			の請: る係		こつい	て応答			電話習	号			
				自重	助車取	得税	に係る	る更正の	請求書		· · ·				
対象	登録番号							登録年	月日	年	月	日			
こなる白	車名		年記	t				車台番	号						
対象となる自動車	主たる定置場		年記	ŧ				車台番	号						
こなる自動車区		分	年記課	税	標	準	額	車台番税	号	率	税				<b>\$</b>
		分前			標	準	額		·号	率	税				
X	主たる定置場				標	準			·号	率	税				***
区更更地	主たる定置場 正 正 う税法第20条の9	前後の3の			標	準			· 등	率	税				

- 備考 1 この請求書は、正副 2 通を提出することとし、正本には更正の請求をする理由を証明する書類を添付すること。
  - 2 印の欄は、記載しないこと。

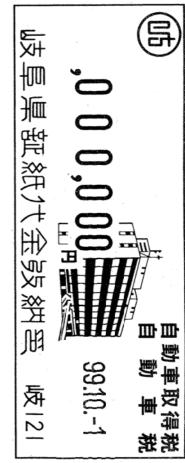
第15号様式備考は、この様式について準用する。

「岐121」は、収納計器番号を示す。 「,000,000円」は、金額を示す。 備考

「99.10. 1」は、年、月及び日を示す。

第96号様式 

(第81条、第85条の2関係)



500万円

拾動 コード

税 Ш 加 끔 務 抛 贾 扱 印

び500万円の3種類とする。 「500万円」は、始動票札の額面金額を示し、当該金額は100万円、200万円及 第97号様式 (用紙日本工業規格A6) (第82条、85条の2関係)

計器番号
兩

獈 鱡 失

交付番号

朿

使用累計額

田

皿

交付年月日

第98号様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の2、85条の2関係)

		整理番号	
年 月 日	(所在地)		
自動車税事務所長様	計級 民名 (名称)		(1)

### 始動票札買受請求 (受領) 書

次のとおり始動票札を買い受けたいから請求します。

計器	番号	枚	数		始動票札番号		計器番号	枚 数	始動票札番号
			枚		~			枚	~
		枚 ~						枚	~
	枚 ~						枚	~	
			枚		~			枚	~
	額	面	金	額	枚	数		金	額
始買				円		枚			円
動受票代				円		枚			円
札金				円		枚			円
		i	†			枚			円
	前月中の誤表示金額					円			
	差引金額()					P			

上記のとおり受領しました。

年 月 日

収納計器取扱者

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

(A)

# 第99号様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の2、85条の2関係)

	年 月 日 自動車税事務所長様	収取納計器	及 音	(所在 <sup>:</sup> (名 <sup>:</sup>	名(称)							(F)
	年 月分から 年				扱手数 納計器			を次のとま	おり請求	します。	•	
	収納計器番号										計	
有金効	前回までの累計											円
表示額	今 回 分											円
73 742	今回までの累計								ア			円
		1	効表		'	•	取	扱	手 娄	女 料	ŀ	
	区 分	<b>3</b>	額累	計 A	手数	料率 B	4	A × B C	C ×	3 % D	計 C + [	5
	有効表示金額累計が 20億円以下			円		. <u>5</u> 00		円		円		円
収納	有効表示金額累計が 20億円超30億円以下					.0_						
計	有効表示金額累計が 30億円超50億円以下					. <u>5</u> 00						
뫎	有効表示金額累計が 50億円超70億円以下				_	. <u>2</u> 00						
取	有効表示金額累計が 70億円超100億円以下					.1						
扱手	有効表示金額累計が 100億円超150億円以下					05 00						
数	有効表示金額累計が 150億円を超える額					025						
料	計	ア		円				円		円	1	円
	区 分				取		扱	手	数	料	1	
	今回までの累計										円	1
	前回までの累計										円	
	請求額										円	

第100号様式(	用紙日本工業規格 A 4)	) (	(第82条の3、	85条の2関係	(
----------	---------------	-----	----------	---------	---

年 月 日	収取納扱	住 所 所 (所在地)		
自動車税事務所長様	計 <sup>級</sup> 器者	氏 名 (名 称)	É	j)

始動票札返還 (交換) 申請書

次の始動票札を返還 (交換) したいので、申請します。

1 返還 (交換) しようとする始動票札

計器番号	枚	数	始動票札番号	合計金額	既表示金額	差引返還額
		枚		円	円	円

計			

2 返還 (交換) の理由

### 第101号様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の3、85条の2関係)

年 月 日	収取納扱	住 所 (所在地)	
自動車税事務所長様	計松器者	氏 名 (名 称)	(1)

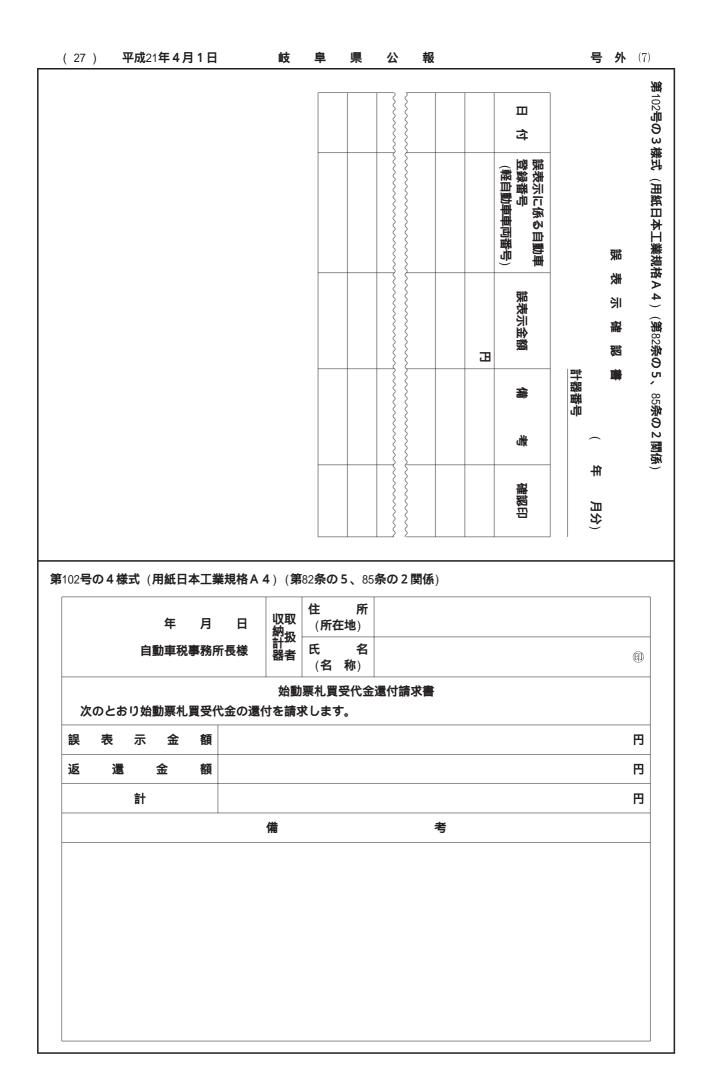
始動票札返納書

次のとおり使用済みの始動票札を返納します。

<b>학명</b> 포드		前回まで返納		今回返納		返 納 累 計
計器番号	枚 数	始動票札番号	枚 数	始動票札番号	枚 数	始動票札番号
	枚	~	枚	~	枚	~

	$\sim\sim\sim$		/~~~~	/·····	/~~~~	
		~		~		~
計						
摘 要						

<b>号 外</b> (7)	岐	阜	県	公	報	3	<b>平成</b> 21 <b>年</b>	₹4月	1日	( 26 )	)
								始動票札番号			第102号様式(用紙日本工業規格A4)(第82条の3、85条の2関係)
								買受年月日		始動	;日本工業規格 A
								使用済年月日	;	地	4) (第82条の3、
								県へ返納年月日 備	HHA.	<b>被</b>	85条の2関係)
								妣			
						25世リメートル		誤表示印		第102号の2様式	第百二号様式の次に次の二十六様式を加える。
										様式(用紙日本工業規格A4)(第82条の5、85条の2関係)	次に次の二十六
										規格A4)(角	ハ様式を加える
										<b>第</b> 82条の5、	ခွ
										85条の2関係	
										ME	



要

第102号の5様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の6、85条の2関係)

### 収納計器使用記録簿

計器番号

						当	日	表示	分	
年	月日	始動票札 番 号	計器表	表示累計	計器	表示分	誤和	<b>表示分</b>	有效	表示分
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金 額
			件	円	件	円	件	円	件	円
~~~	~~~~									
	~~~~~									
										_

## 第102号の6様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の6、85条の2関係)

	年 月	日 収取納扱	住 所 (所在地)		
	自動車税事務所	所長様 計 <sup>22</sup> 器者	氏 名 (名 称)		<b>(i)</b>
£	<b>車 月 日</b> ₺		双納計器使用状況 月 日までの		器の使用状況を報告します。
	計	器表示:	金額		月 日から
計器番号	月日までの累計	月日までの累計	差引	のうち 誤表示金額	月日までの有効表示金額
	円	円	円	円	円
······································			ļ	<b></b>	
計	円	円	円	円	円

102 <b>号の</b>	7 様	式(	(用紙日本	<b>卜工業規格</b>	A 4)(第	82条	の8関係)					
		<i></i>	付	_						如	理事項	
	受	Andrew .		印 ———	<b>住</b> (所	Ź	所 E 地)	Ť				
	í	Ŧ	月	B			名 つてはその 式表者氏名	3				A
	ı	自動	車税事務	所長様			(申請書) に する係氏名			電話番号		
							5自動車取得 2除(還付)		数収猶予該当 書)			
		登録	录番号					登録年	<b></b> 手月日	年	月	E
岐 第 阜 _	自動車	車行	<u> </u>		年式			車台都	番号			
県 税 項	#	主力	とる定置	場								
条例第に 規	譲	設	住 所	(所在地)								
六 定	渡	設定者	氏 名	(名 称)				設定年	<b>手月日</b>	年	月	E
T九 条る	担	担保	住所 ()	所在地)								
<i>,</i> , 0	保	担保権者	氏名 (=	名 称)				移転	(予定) 年月	日年	月	E
	収猶 税義	- 1	を受ける	<b>にうとする</b>	金額			円	納付年月日			
逻		付								年	月	E
潰付	を受	ける	場合	金融	独機関名							
. —	込先		~~	П	座番号		当		座	普	通	
摘要												

- 備考 1 この申告書は、正副 2 通を提出することとし、正本には納税義務免除を必要とする理由を証明する書類を添付すること。
  - 2 印の欄は、記載しないこと。

		作	<u>†</u>								処	理事項	
	— 受	1	印										
	X	Andrew			伯	E (所 右		新 )					
	£	Ŧ	月	日	B	€    法人にあつ    名称及び代	ってはその	名					(I)
	E	自動車	税事務所長	長様		の申請書に					電話番号		
						)返還による 申請書	ら自動車取行	得利	说還付 (納付	義務			
		登録	番号					필	4初の登録年	月日	年	月	日
岐阜	自動車	車名				年式		耳	自台番号		·	7.5	
県税条	早	主た	る定置場										
例第	返け	住	所	(所在地	<b>b</b> )								
岐阜県税条例第七十条第	返還を受 を受		人にあつて 称及び代 <b>ま</b>							返還年	月日年	月	日
_		(14	がなびれる		<del>]</del> 日						<del>年</del> 年	 月	日
に該当	納付し	した	課税	于 /3 年	度							73	—
項に該当する。	自動車	車取	税		額								一 円
	得税			带	金								円
還作金額		義務(	<del>~</del>										円
						<u> </u>							

- 備考 1 この申請書は、正副 2 通を提出することとし、正本には、還付 (納付義務の免除) を必要とする理 由を証明する書類を添付すること。
  - 2 印の欄は、記載しないこと。

		1	<u></u> 付					処理事項	
		受	```	ا (	印 —		住 所 (所 在 地)		
		年		月	日		氏 名		(
				事務	所長様 所長)		この申請書について応 答する係氏名	電話番号	
							自動車取得税 災害による自動車税 税害による自動車税		
	X	[			分		代替取得した自動車	損害を受けた自動車	
登		録		番		号			
自	動	車 の	種	類	・車	名			
自	動	]	<b>‡</b>	の	年	式			
登	録	( 耳	又得	)	年 月	日	年 月 日	年 月	
抹	消	登	録	年	月	日		年 月	
自	動	I	<b>‡</b>	<b>0</b>	価	額	Ħ		円
損	害	を	受	け	た	額			
保	険 金	ž ·	損害	害 賠	償 金	等			
被	1	<b>X</b>	年		月	日		年 月	
							課税年度		
減免	自	動	車	取	得	税	税額 × ———————————————————————————————————		
申							<b>減免申請額</b> × <u>100</u>		
請出							課税年度		
内 訳	自		動	Ē	<b>į</b>	税	税額		
							減免申請額		

- 備考 1 この申請書は、正副 2 通を提出することとし、正本には減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
  - 2 岐阜県税条例施行規則第82条の11第3項の申請の場合には、「被災年月日」欄の余白に当該自動車 の「車台番号」及び「主たる定置場」を記載すること。
  - 3 印の欄は、記載しないこと。

102 <b>둑</b>	<b>号の</b> 1	0樣	式(	用組	[日4	红	<b>業規格</b> /	<b>A4</b> ) (	<b>第</b> 82	<b>条の</b> 12	2 <b>、第</b> 87	条	の2関係)			
			استعمر	付	****									処	理事項	
		受				印 -		所		在	ţ	也				
		£	F	J	月		日	名称	及び	代表	者氏名	3				
	I		車税 P税					この 答す			いてん	₹		電話番号		
							公的图	医療機関	関の所	有に。	よる <sup>自]</sup> 自	動動	車 税 車 税	•		
自	登録	录番	号										登録年月日	年	月	日
	車	呂					年式						車台番号			
動	主	た	<b>క</b>	定	置	場									病院	
車	用					途										
減免	課		税	年		度										
減免申請内訳	自	動	車	取	得	税										円
訳	自		動	車	Ī	税										円

- 備考 1 この申請書は、正副 2 通を提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書 類を添付すること。
  - 2 印の欄は、記載しないこと。

		per.	付、	***												処理事」	頁
		受 /		印													
	•	~ \				住		所	₹		-						
		年	·	 月	日	フ	IJź	<b>サ</b> ナ									
					••	氏		名									(
		助車税 !税事			羕	電	話音	<b>新号</b>			(			)			
				<u> </u>	·体障害	者等に	に係る	自	_ 年度 動		取得税		免申	請書			
申請理由		本人i	重転		生計同· (18 <b>歳</b>	一者道			生計院	<u> </u>	運転	•	常	時介	護者運転	<b>5</b>	
		請すり関係	<b>当</b>	本人	親	子	₹0	D他(			)						
	住		听	申請者	さ同じ	(省略	各)						障				
		ノガ :											_				
}	氏		함 ***	thE			(		年	月	日生	<u>:</u> )	害				
	戦	体障 傷病 育手	<b>当手帳</b>				手帳額	<b>香号</b>					名				
	精	神障	<b>害者保</b>	健福祉 医療受	手帳 給者証		交 年 月	日日	£	<b></b>	月	日		程度	の等級 (総合判		級
	障と	害の「	者 関係	4		親	子	その	他(		)			.運転 望	以外の <sup>は</sup> 通院	易合の使 通所	
	住		所	i #	請者と	司じ	(省略)						施	設 名			
	氏		名	i #	請者と	司じ	( <b>省略</b> ) (		年	月	日生	<b>±</b> )					
		午 証						助期限		•	•		/市 日	頻度			/週・/
		F証の 許の			通 「 鏡等	型	大型 「車に「		<u> </u>	中二 D他			<b>火</b> 力	炒炒			/ 1/19 * /
項又	川第82 スは第	1 条の1 87条の 3	4 <b>第4</b> ひ3第				<u> </u>	<u> </u>		מוכו	(						)
浉	咸免事	由				_	(取得		日				登	録		号	
処3 事6				」 動車	年号	1	<b>F</b>	月		<u>日</u>	運支		車	種	記号	番	号
				課	 税 額	<u> </u>	<u> </u>	Ι:-	減	免	額		-	1	  減免後(	 D額	<u> </u>
自重	助車耳	7得税		PPIN	170 HA	•	円		***		nr.		円			- HF1	
		車 税					円						円				
_	譜	_		氏名			1.3				電話番	_	IJ				

- 備考 1 この申請書は正副 2 通を提出することとし、申請書を提出する際に身体障害者手帳、戦傷病者手帳、 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等及び運転免許証を提示すること。
  - 2 運転する者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該事実を証明する住民票の謄本を正本に添付すること。
  - 3 運転する者が身体障害者等を介護する者である場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれの区分に定める機関の長が発行する証明書を正本に添付すること。
  - (1) 身体障害者手帳又は療育手帳を有する者 市町村長
  - (2) 戦傷病者手帳を有する者 健康福祉部地域福祉国保課長
  - (3) 精神障害者保健福祉手帳を有する者 保健所の長
  - 4 印の欄は、記載しないこと。
  - 5 第15号様式備考は、この様式について準用する。

		付												4	<b>処理</b>	耳項	
		111.	*******												C/1-	F-74	
	— 受		印		住				所	₹	-						
		*******		IJ	;	ガ	ナ										
		年 動車税事	月	日		去人にあ 呂称及び											(
	(男	<b> 税事務</b>	听長)		電	話	ŧ	番	号	(			)				
桿	造上身	体障害者	当又は*	青神障	害者の	利用に専	ら供	する	ための	自動車	車に係	^	動車取動		XIEN.	免申請	書
	車体	の形状				車いす	移動	車	身	体障語	害者輔	送車	J	(浴車	Ī.		
	使用	目的															
	構造	の明細															
	特定の個人が利用する場合		住		所	Ŧ	-										
			フ氏	IJ	ガ ナ 名							生	年月日	3			
					の続柄類 等												
			4項3	スは第	を 187条の <b>該当の</b>												
•		定者が	添ん	書	類等												
		減り	克 事	由				登録	(取得	)年月	日		登	録	番	号	
						対象			年	月	日	運支	車和	重	記号	番	号
処事						自動車											
	課	税	年	度		項	į	目	<u> </u>	<u> </u>	課	脱額		.	減免	申請額	i i
						自動	車	取 衫	导 税				円				F
					年度	自	助	車	税				円				F
	_	ョ 請 f				屋号	고남	氏名					電話番	동문			

- 備考 1 この申請書は、正副2通提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類 を添付すること。
  - 2 印の欄は、記載しないこと。
  - 3 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第102 <b>号の</b>	13 <b>模</b>	美式(月	用紙	日本工	業規	各 <b>A4</b> ) (第82条の14関係	)					
	_		<u>†</u>						如	.理事	項	
	受	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		印		住 (所 在 ‡	所 也)					
	年 月 日					氏 「法人にあつてはその 名称及び代表者氏名						A
		目動車	祝号	₿務所も	<b>支</b> 棣	この申請書について 答する係氏名	応		電話番号			
						身体障害者等のための 自動車に係る自動車取						
自	登録	録番号					登錄	录年月日	ś	₹	月	日
動車	車名  年式						用道	È		区:		家用 業用
o o	乗	車定員					定置	遺場				
状況	使用目的						特別は様常	て変細 は更 <b>ち</b> き明				
減免申請 由												
	課	税		年	度							
減免申	課	税	標	準	額							円
減免申請内訳	減課	免 に 税	相標	当す	る額							円
	減	免	申	請	額							円

- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書 類を添付すること。
  - 2 印の欄は、記載しないこと。

02 <b>号の</b> 1	4 <b>様式</b> (月	<b>用紙</b> 日	本	C業規格	A 4) (第	82 <b>条の</b> 1	5 <b>、</b> 87 <b>条</b> 0	94関係	系)				
	1	<del>寸</del>	<b>\</b>								処	理事項	
	受		印		<b>住</b> (所	在	所 地)						
	年	月		日		こあつて みび代表							(
	自動車	税事	務所	長様		請書にて	ついて応				電話番号		
				公益	等による		度自動車	取得税税		請書			
	登 録	番	号										
自	種		類										
動	車		名										
20	乗車定 大積載		は最										<b>-</b>
車	主たる	定置	場										
	取得单	年 月	日					年	月	E	3		
減 申 請 免 額	自動車	取得	税										
免額	自 動	車	税										
減けす 免よう を 受と由													

- **備考 1 この申請書は、正副 2 通を提出することとし、正本には、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。** 
  - 2 印の欄は、記載しないこと。

102 <b>둑</b>	<b>号の</b> 15 <b>核</b>	美式 (月	用紙日2	<b>本工業規</b> 格	8 A 4) (第82条の	18 <b>関係</b> )			
		<u></u>	<u>†</u>					処	理事項
	— 受		_)	<b>扣</b> ——	住 (所 在	所 地)			
	:	年	月	日	氏 法人にあつる 名称及び代表				(I)
		県	税事務	所長様	この申請書に答する係氏名	ついて応		電話番号	
				軽油引	取税課税免除承認	申請書(	年 月	分)	
課税済	引耳				対量 (リットル)		出荷場所	・出荷油槽所	
課税済軽油の数量	自			3					
数量	自			3					
				商			流		物流
	1	元・集	製・輸		番 号			<b>7</b>	1 7
流	2	元・特	寺・販	住所 (所 氏名 (名 電 話				1	2
通	3	元・特	寺・販	住所(所 氏名(名) 電話				<u>ن</u>	3
経	4	元・特	寺・販	住所(別氏名(名電話	f在地)			<b>I</b>	4
紅	5	元・特	寺・販	住所(別氏名(名電話	f在地)			オ	5
路	6	元・特	寺・販	住所(別氏名(名電話	f在地)			ħ	6
	現写	実の納	入先	住所(所氏名(名)	f在地)				
課税	当該転の特別	経油に値 削徴収す	系る軽消 義務者等	由引取税 等	住所(所在地氏名(名 称	)			
課税の状況	上記特 油引取 する)	詩別徴↓ 双税を□ 県税■	収義務者 申告した 事務所等	皆等が軽 た (申告 等	都 道 府 リ 県税事務所等 申告 (予定) 年月		年	月日	申告 (予定)
最終物流に係る状況	現納出記記記	入り、調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	入 槽 号配 た先 の た の の の の の の の の の の の の の の の の の の		年 月 [	3	年 月	<b>3</b>	<b>手 月 日</b>
776	口 — 運 転		車番氏名						

- 備考 1 この申請書は、軽油引取税納入申告書中「法第144条の5第2号の規定によつて課税免除される軽 油の数量二」欄に該当する軽油について作成し、当該申告書に添付して県税事務所長に提出すること。
  - 2 同月中に複数の流通経路による軽油の引取り等があつた場合は、それぞれの経路ごとに申請書を作 成すること。
  - 3 「出荷場所・出荷油槽所」欄には、軽油の積出しが行われた製油所、油槽所等の名称等を記載する こと。
  - 「商流」欄には、現実の納入地に至るまでの商取引上の流通の順に、それぞれ必要な事項を記載す ること。なお、同欄中「元」とは元売業者を、「製」とは元売業者及び特約業者以外の石油製造者を、 「輪」とは元売業者及び特約業者以外の石油輸入者を、「特」とは特約業者を、「販」とは石油製品販 売業者を、それぞれ示しており、該当するものを で囲むこと。
  - 5 「物流」欄には、「商流」欄に記載した元売業者等のうち現実の軽油の納入を受けたものについて、 現実の納入地に至るまでの流通の順に、同欄に掲げる記号を記載すること。
  - 6 流通経路のすべてをこの様式に記載することができない場合は、別紙として添付すること。
  - 7 「最終物流に係る状況」については、「現実の納入地」への納入に係る物流について、その納入年 月日ごとに現実の納入地、納入数量、出荷油槽所、出荷番号等、配送手配者氏名、実際に配送した者 の名前及び連絡先、配送したタンクローリーの車番並びに運転手氏名を記載すること。また、当該最 終物流に係る納品書等又はその写しを添付すること。
  - 8 特別徴収義務者等(「課税の状況」欄に記載された者をいう。)が発行した課税済軽油であることを 証する書類の原本を添付すること。なお、原本が添付できない場合は、その写し及び軽油引取税が課 税された後の流通経路を示す一連の納品書又は請求書(個別の納品状況が確認できるものに限る。) の写しを添付すること。
  - 印の欄は、記載しないこと。
  - 10 第15号様式備考は、この様式について準用する。

<b>第</b> 102 <b>号の</b> 1	6 <b>樣式</b>	(用約	氏日本	業規	格A4)	(第82条	<b>の</b> 20 <b>関</b>	係)						
		付								:	処理	事項		課税番号
	受	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	印											
	X	Security			特別	住(所	在		所 也)					
	年		月 事務所	日長様	特別徴収義務者	氏 <b>〔法人</b> [	リ こあつで 及び代表							<b>(</b>
					こ <i>の</i> 係日	申請書に	こついて	て応答す	する			電話番号		
				•	圣油引取	税特別徵	収義務	者登録	(変更	(i) 申請書				
元	所	在	地											
元売業者	名		称											
事は務事	所	在	地											
事 務 事 所 又	名		称								(1	話番号		)
特別徴収定されが		者とし	して指									年	月	日
				1	事務所又	は事業所	折の営業	業の開始	冶					
7% A= .		, _	TI +	2	事務所又	は事業所	折の営業	業の開始	冶後の物	<b>持別徴収</b> 霥	務者	<b>きとしての</b> 技	指定	
登録 (	変 更	) 0	埋田	3	引渡しに	係る軽減	曲の県内	りへの約	呐入					
				4	登録 <b>事</b> 項	の変更	( <b>£</b>	≢ J	<b></b>	日の変更)				
摘			要											
登録証票	交 年 月	付日日		年	月	日	交付 枚数		枚	受領者 氏 名				Ð

- 備考 1 この申請書は、正副 2 通を提出することとし、正本には登録(変更)を必要とする理由を証明する 書類を添付すること。
  - 2 「事務所又は事業所」欄には、条例第7条第2項第11号に規定する課税地となるべき事務所又は事 業所の所在地、名称及び電話番号を記載すること。
  - 3 「登録(変更)の理由」欄の1若しくは2に該当する場合又は別紙1に係る登録事項の変更の申請 をする場合には、別紙1を添付すること。
  - 4 「登録 (変更) の理由」欄の3に該当する場合又は別紙2に係る登録事項の変更の申請をする場合 には、別紙2を添付すること。
  - 5 印の欄は、記載しないこと。

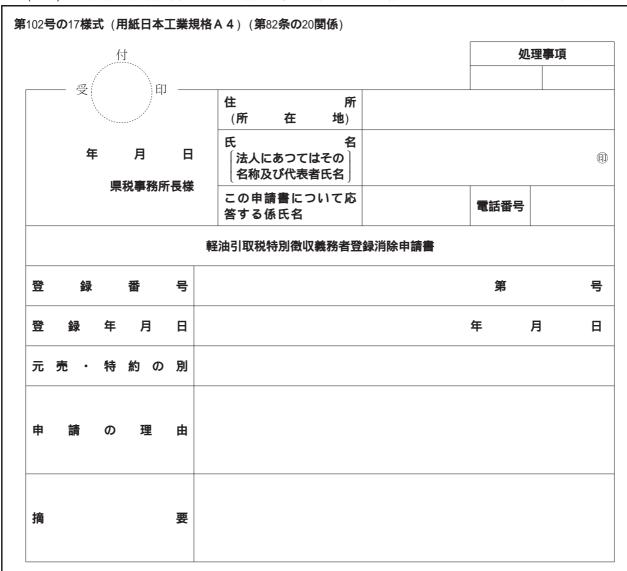
### (別紙1) (用紙日本工業規格A4)

					事務所	又は	事業所の	D明細書							
所	在	地	名(電話	称 番号)	代 表	者	氏名	経	営開始	年月日		軽設	油備	<b>თ</b>	貯 蔵 有 無
			(	)					年	月	日	<b></b>	<b>=</b>	•	無
			(	)					年	月	日	1	<u>=</u>	•	無
			(	)					年	月	日	<b>1</b>	Ī	•	無
	~~~~	~~~~		······	,,,,,,	~~~	~~~~	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	~~~~	~~~~	~~~~	~~~~	~~	<i>~~~</i>	~~~~
			(	)					年	月	日	1	Ī	•	無
摘		要													

備考 軽油の貯蔵設備がある場合には、その概要を記載した書類を添付すること。

### (別紙2) (用紙日本工業規格A4)

	軽油の	納入地等明細	#
軽油の納入	+141	軽油の納	入を受ける者
料金 川田 の 神り 八	<b>⊁</b> B	住所又は所在地	氏名又は名称



- 備考 1 この申請書は、正副2通を提出すること。
  - 2 印の欄は、記載しないこと。

号 9	<b>\</b> (7)							岐	阜	県	公	報	7	<b>平成</b> 21	年4月	1日	( 42
102 <b>号</b>	<b>の</b> 18 <b>模</b>	試	(用	紙日	本]	【業規	見格 A 4	·) (第	82 <b>条の</b>	20 <b>関係</b>	Ŕ)						
		,-	付	٠.,										処理	事項		課税番号
	一 受	1			印												
		A. Care	`******	لمممودي	;		登録	義	主 (所	在	爿	所 也)					
	:	年		月		日		i 義   f			てはその 表者氏名						A
			県杉	子	务所	長様	=	の申記 名	清書に	こいて	応答する	5係		電記	括番号		
事事務	所		右	 E		地	圣油引取	税特別	引徴収割	義務者	登録証票	票再交付!	申請書				
務業又は所	名					称											
原	証	票	Ø	i	番	号											
原言	证票	交	付	年	月	日					年	月	日				
再 3 理	交 付	を	申	請	す	る由											

備考 印の欄は、記載しないこと。

第102号の19様式 (用紙日本工業規格A4) (第82条の21関係)

### 軽油引取税に係る免税軽油使用者証・免税証返納命令書

住 所 (所 在 地)

年 月 日

氏 名 様 (名 称)

岐阜県 県税事務所長 印

地方税法第144条の21第4項及び条例第71条の14第4項の規定により、下記のとおり免税軽油使用者証・ 免税証の返納を命じます。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

住戶	所又は事務所若し	ノくは事	業所所在	E地										
免	税軽油使	用者	証番	号							業	種		
	交付年月日	用	途	種	類	記	号	•	番	号	枚	数	数	<b>=</b>
免					常券			~				枚		トル リッ
								~						
税								~						
								~						
証								~						
								~						
返	納	期	限			£	Ŧ		月	E	3			
返納を命ずる理由														

備考 第15号様式備考は、この様式について準用する。

		受(	<u>H</u>	和 ——						Į d	<b>心理事項</b>	免税経由使 用者証番号
		X I			免税	住 (所	在	所 地)				
		年	月	日 務所長様	免税軽油使用者		あつては び代表者					Đ
		7	机子	133171 TX 13K		の申告書にで 氏名	ついて応	答する			電話番号	
				軽泊	由引取税	に係る ・	税軽油便 免	用者証税 証		申告書		
		<u>X</u>		分	記号	及び番号	;	枚 姜	数	免税証	に記載された	た軽油の数量
<u>:</u> =		免税軽油	使用	者証								
返納			Ŋ	ットル券					枚			リットル
する	免		IJ	ットル券								
証	税		IJ	ットル券								
票	証		IJ	ットル券								
			計									
返理	納	す	る由									
返発	納 生	理 年 月	由日				年	月		日		
摘												
要												
犕考	į	印の欄に	t、記	載しないこ	と。							

<b>第</b> 102 <b>号の</b> 21 <b>様式 (用紙</b> 日	日本工業規格	<b>A 4</b> ) ( <b>第</b> 82 <b>条の</b> 24	関係)			
付	\   ca				処理事項	課税番号
受	即 ——	登義 録 特務 氏 (所 氏	在地)	·	·	·
年月	日務所長様		名 5つてはその が代表者氏名			(1)
<b>宗优争</b>	物門技術	この申請書につい	<b>\て応答する係</b>		電話番号	
		<b>軽油引取税</b> 徵収猶予	申請書(年)	月分)		
事事 所 在 務 所業	地					
対は所名	称					
納入申告書に記載され 納入すべき税額	れた					円
同上のうち納入期限 に受けとることのでき かつた金額						円
徴収猶予を受けようる る税額	<b>느</b> す					円
徴収猶予を受けようる る期間	<b>'</b> '	年	月 日から	年	月 日	目まで
		納入方法	长(2箇月以内)			
	数	1	2	2		計
納入年月	日	年 月 日	年	月 日		
税	額	P	3	円		円
提供する担	3 保 別添	担保提供書のとおり	)			

備考 1 この申請書には、徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付すること。

2 印の欄は、記載しないこと。

		付	<b>、</b>					処理事項	課税番号
	- 受		) fi —	登録特務	住 (所 氏	在 地)			
	+		■ 日 ■務所長様	観収者	名称及び	5つてはその) が代表者氏名 精書)について	<b>C</b>	電話番号	(É
			軽油	の返還があっ			 返還に基づく 税還付申請書	隆	
事事務所業	所	在	地						
対がは所	名		称						
	曲の引	解除に係 取りの行	DD 455 TA 2	約の解除があ		的の解除に伴 D返還があつ	返還があつ た軽油に対 応する軽油	左のうち納 入済の税額	還付を受けたい税額
年月	目	数量		理 佳	年月E		引取税額		
•	•	トル	•	•		リッ トル	円	円	F
•	•		•	•					
•	•		•	•					
•	•		•	•		•			
•	•		•	•					
i	it								
還付を 先等	を受ける	る場合の	振込口	融 機	関 名 番 号	当	座	普	ì

- 備考 1 軽油の返還があつた旨の申告書は、正副2通を提出すること。
  - 2 印の欄は、記載しないこと。

	ممر											処理	事項	課税番号
	- 受		印			登義録	住(戶	近	Ź	所 E 地)				
	年	月県税事		日		登録特別徴収 務 務 者	氏 [注			名のではその一代表者氏名				E
		宋仇争	133171	<b>区</b> 像		この 氏名	申請	事につ	<b>617</b>	で応答する係		電話	番号	
										<b>共したことに(</b> 余 (還付) 申i				
事事務	所	在		地										
所業 又 は所	名			称										
<b>57</b>		^		免税	経油	使用者	Í	免和	说用	途に供した	納入の	<b>免除 (還付</b> )	+322	a
X		分		氏:	名 (*	名称)		年月	日	軽油の数量		たい税額	摘	要
	取税がき   もの	未納入						•	•	リットル		P	I	
	取税が約     もの	<b>呐入済</b>						•	•					
\m {_L	- <del></del>		金	融	機	関	名							
遠付を振込め	を受けるは も等	家古の	П	座	<u> </u>	番	号	当			座	普		通
			I .									1		

備考 1 軽油引取税の納入の免除の申請書は、正副2通を提出すること。

2 印の欄は、記載しないこと。

第10	)2 <b>号(</b>	<b>ာ</b> 24	様式	(用紙日	本]	<b>C業規格</b>	<b>A 4</b> )	(第	82条	<b>の</b> 28	関係)							
			, re	<u>付</u> 、											処理	事項	免税 用者	経由使 証番号
		§	受 /	```	即								T					
			in the second		/		免税軽	住(角	f	在	:	所 地)						
			年	月県税事		日	免税軽油使用者				てはそ 表者E							
				不仍于	123171	LX 13K		の申請 氏名	書に	こつい	て応答	きする			電	話番号		
						軽油を 承認申			に供	した。	ことに	伴う軽	油引取和	兑免税				
	<b>免税</b> 経	証の 油	交付を の	を申請し 数	た量				リッ	トル	屋の		が付を受ける る軽油の				Ŋ	ットル
				油以外 用途に				た	:免種	说取扱		)を行う 数収義系 事業所		免税 供すが生	る必	要	免税証(付を申)	請す
	年月	日	数	#	車和	圣油引取 说 額		所	在	地	£	3	称	由	UIE	垤	きなか <sup>·</sup> 理由	つた
	•	•	IJ	ソトル		I	7											
	•	•																
	•	•																
	•	•																
	討	ŀ																

- 備考 1 この申請書は、正副 2 通を提出することとし、正本には申請事項についての事実を証明する書類を 添付すること。 2 印の欄は、記載しないこと。

	,	付					処理事項	課税番
	- 受(		印 ——	登務 住 録者 (所 在 別納 徴税 収者 (法人にあつて)	所 地)			
	年	月県税事務	日	別納 徴税 収者 (法人にあつて) (名称及び代表				(
		>IC176 3- 3X	1771 (X.184	この請求書について応行	答する係		電話番号	+
				軽油引取税に係る更	<b>正の請求</b>	ŧ		
事事 務 所業 又 は所	所	在	地					
対策は所	名		称					
	X	分		課税標準量	税	率	税額	申告又は更ご (決定) 年月
年	更	Œ	前	リットル			円	
月分	更	正	後					
年	更	正	前					
月分	更	正	後					
年	更	Œ	前					
月分	更	正	後					
÷1	更	正	前					
計	更	Œ	後					
		条の9の の請求を <sup>つ</sup>				1		

- 備考 1 この請求書は、正副 2 通を提出することとし、正本には更正の請求をする理由を証明する書類を添 付すること。
  - 2 印の欄は、記載しないこと。

号	<b>外</b> (7)		岐	阜	県 公	報	<b>平成</b> 21 <b>年 4</b> /	月1日 (50)
<b>第</b> 102	2 <b>号の</b> 26様	式(用紙日本工業規格	A 4) (第	82 <b>条の</b> 30	0関係)			
		付					3	<b>心理事</b> 項
	—— 受	( )印 ——	住		所			
			(所	在	地)			
	f	手 月 日 県税事務所長様		こあつて 及び代表				(1)
		宋仇争初川 攻冰	この申		ついて応		電話番号	
		自	動車用炭化	化水素油	譲渡証等用	紙交付申請	書	
		燃料炭化水素油譲渡承	《認番号			第		号
		所 要 数						
			整	理	事	項		
		交 付 年 月	<b>日</b>			年	月	B
		交付数量及び	番号			(	から	まで)
		摘	要					
		用紙受領	者名					(f)

備考 印の欄は、記載しないこと。

	付							処	理事項	
	受	印								
				住 (所	在	所 地)				
		月	日		:あつては なび代表者					A
	県祝 <del></del>	事務所·	長棣	この返納答する値	内書につ 系氏名	いて応		電話番号		
				自動車用炭	化水素油	譲渡証等	<b>等用紙返納</b>			
返納	数量及び番 <sup>-</sup>	号								
摘		要								

岐阜県訓令甲第十四号

第百四号様式及び第百四号の二様式を次のように改める。

第106号様式

第百四号の三様式から第百四号の十三様式までを削る。

第百六号様式を次のように改める。

驱察

第百六号の三様式から第百六号の七様式までを次のように改める。

第106号の3様式から第106号の7様式まで

第百二十三号様式から第百四十三号様式までを次のように改める。

第123号様式から第143号様式まで 削除

に改める。 第百四十三号の二様式及び同様式備考第四号中「腎型第16%の3」を「腎型第16%」

(施行期日)

報

則

1 (経過措置) この規則は、 公布の日から施行する。

公

得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して

に関する部分は、この規則の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の自動車の取

改正後の岐阜県税条例施行規則 (以下「新規則」という。) の規定中自動車取得税

阜

県

2

課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 税条例施行規則の様式に所要の調整をしたものによることができる。 新規則の様式については、平成二十二年三月三十一日までの間は、 改正前の岐阜県

訓 令 甲

総 部

出 各県税事務所 納事 務 局

自動車税事務所

に改める

(規則第九十六条の三」を「第八十二条の三第一項ただし書 (規則第八十五条の二)

号

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年四月一日

岐阜県知事 古 田

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税事務処理規程(昭和六十年岐阜県訓令甲第一号)の一部を次のように改正す

目次中 「第七節 第八節 自動車税 (第百二十六条 第百三十六条) 」 を 第八節 「第七節 第七節の二 軽油 自動車税 自動車取

得税 (第百十条 第百十九条

引取税 (第百二十条 第百二十五条の十五) (第百二十六条 第百三十六条) ŕ 第一節 軽油引取税(第百七十二 自動車取得税(第百六十

一条 第百七十一条)

条 第百九十一条) 」 を「第一節及び第二節 削除」に改める。

利用税」に改める。 利用税又は軽油引取税」を「第二章第七節の二及び第十一節中軽油引取税又はゴルフ場 節の三及び第一節の四並びに第三章第二節」を「並びに第二章第一節の三、第一節の四 め、同条第四項中「第二章第八節 (第百三十四条を除く。) 及び第三章第一節」を「第 及び第七節の二」に改め、同条第六項中「第二章第十一節及び第三章第二節中ゴルフ場 **二章第七節及び第八節 (第百三十四条を除く。)」に改め、同条第五項中「、第二章第一** 第一条第三項中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改

第十六条中「自動車税及び自動車取得税」を「自動車取得税及び自動車税」に改める。 第二十六条及び第二十七条 (見出しを含む。) 中「自動車税又は自動車取得税」を

を「自動車取得税又は自動車税」に改め、同条第三項中「第八十五条の六第一項ただし の二第一項 (規則第八十五条の二) に改め、同条第二項中「自動車税又は自動車取得税」 「自動車取得税又は自動車税」に改める。 第五十六条第一項中「第八十五条の五第一項 (規則第九十六条の三) を「第八十二条

四項から第四十七項まで、第七十二条の二十四の十第三項若しくは第七項」に改め、同 五項、第七十条第一項」に、「第六百九十九条の十四第七項(法第六百九十九条の十五 項第五号中「第百三十七条の十第五項、第百三十七条の十一第一項」を「第六十九条第 七十一条の十九第一項若しくは第三項、第七十一条の二十第二項又は第七十一条の二十 百五十二条の二第一項若しくは第三項、第百五十三条第二項又は第百五十四条」を「第 第二項」を「第百二十五条第七項 (法第百二十六条第二項」に改め、同項第六号中「第 」に改める。 第五十七条第三項第一号中「、第四十二項若しくは第四十三項」を「若しくは第四十

に改める。 第六十八条第一項中「自動車税又は自動車取得税」を「自動車取得税又は自動車税」

第八十五条第二項中「第五十三条第四十九項」を「第五十三条第五十三項」に改める。 第九十一条に次の一項を加える。

決議をしなければならない。 合において、請求の理由がないと認めるときは、当該請求書により還付をしない旨の **書又は第六十三条の二に規定する仮装経理事業税額の還付の請求書の提出があつた場** 県税事務所長は、規則第五十六条の二に規定する仮装経理法人税割額の還付の請求

第九十三条に次の一項を加える。

3 ればならない。 由がない旨の通知は、その旨を第九十一条第六項の請求書の副本に記載して行わなけ 法第五十三条第四十四項又は第七十二条の二十四の十第七項の規定による請求の理

岐

第九十五条第一項第一号中「第五十三条第四十八項」を「第五十三条第五十二項」に

第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

(証紙代金収納計器始動票札の管理簿)

第百十条 規則第八十二条に規定する始動票札の管理は、別記第二百二十四号様式によ る証紙代金収納計器始動票札管理簿によらなければならない。

2 証紙代金収納計器の取扱い等については、別に定めるところによらなければならな

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予)

(53) 第百十一条 第十三条第一項から第四項までの規定は、条例第六十九条第二項又は第四

項の規定による自動車取得税の徴収猶予及びその取消しについて準用する

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除)

第百十二条 自動車税事務所長は、規則第八十二条の八第一項の規定により納税義務の 免除申請書の提出があつたときは、当該申請書により納税義務の免除について決議し なければならない。

申請書の副本に記載して行わなければならない。 規則第八十二条の八第二項の規定による納税義務の免除の通知は、その旨を前項の

2

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の納付義務の免除

**第百十三条 前条の規定は、規則第八十二条の九の規定による自動車取得税の納付義務** の免除について準用する。

(自動車取得税の課税についての調査

第百十四条 自動車税事務所長は、自動車取得税の申告書又は修正申告書 しなければならない。 たときその他必要があると認めるときは、自動車の取得価額その他必要な事項を調査 車取得税の申告書の提出がないとき、自動車取得税に係る更正の請求書の提出があつ において「申告書」という。) の提出があつた場合において必要と認めるとき、自動 (以下この節

(自動車取得税に係る更正若しくは決定又は加算金の決定

第百十五条 自動車税事務所長は、自動車取得税の申告書の提出があつた場合において、 更正の決議をしなければならない。 その課税標準額又は税額が前条の規定により調査したところと異なるときは、直ちに、

- 2 り調査したところに基づき、直ちに、決定の決議をしなければならない。 自動車税事務所長は、自動車取得税の申告書の提出がないときは、前条の規定によ
- 3 税標準額又は税額が前条の規定により調査したところと異なることを発見したときは、 直ちに、更正の決議をしなければならない。 自動車税事務所長は、前二項の規定により更正又は決定をした後において、 その課
- 4 取得税更正・決定等決議書により行わなければならない。この場合において、 議書には、別記第二百二十六号様式による明細表を添付しなければならない。 前三項の規定による更正又は決定の決議は、別記第二百二十五号様式による自動車
- 決議書により決議しなければならない。 算金の決定をするときは、別記第二百二十五号様式による自動車取得税更正・決定等 自動車税事務所長は、自動車取得税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加 この場合において、当該決議書には、 別記第

|百二十六号様式による明細表を添付しなければならない

6 **■の提出があつた場合において、更正をすべき理由がないと認めるときは、当該請求** 『により更正をしない旨の決議をしなければならない。 自動車税事務所長は、規則第七十九条の規定により自動車取得税に係る更正の請求

(自動車取得税の更正又は決定の通知書等)

第百十六条(規則第十一条の規定による自動車取得税の更正又は決定の通知書等は、次 の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおり調整して作成し なければならない。

| | 自動車取得税の加算金決定等通知書 別記第二百二十八号様式 自動車取得税の更正・決定(加算金決定)等通知書 別記第二百二十七号様式

2 旨を前条第六項の請求書の副本に記載して行わなければならない。 法第二十条の九の三第三項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知は、その

(自動車取得税の申告是認)

第百十七条 自動車税事務所長は、自動車取得税の申告書の提出があつた場合において、 ならない。 は、別記第二百二十九号様式による申告是認調書により申告是認の整理をしなければ その課税標準額及び税額が第百十四条の規定により調査したところと異ならないとき

2 自動車税事務所長は、前項の規定により申告是認の整理をしたときは、当該申告書 の余白に必要事項を記載しなければならない。

(自動車取得税の減免)

岐

第百十八条 自動車税事務所長は、規則第八十二条の十四第一項第一号から第五号まで 印を押印しなければならない。 帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に別記第二百三十号様式による減免申請済 ときは、条例第七十一条第四項の規定により提示された身体障害者手帳、戦傷病者手 に掲げる者から同条第九項の規定により自動車取得税の減免の申請書の提出があつた

2 自動車税事務所長は、規則第八十二条の十一第三項、第八十二条の十二第二項、第 の申請書の提出があつたときは、当該申請書によつて減免について決議しなければな 八十二条の十四第九項又は第八十二条の十五第二項の規定により自動車取得税の減免

3 十一項又は第八十二条の十五第三項において準用する場合を含む。) に規定する通知 規則第八十二条の十一第四項(規則第八十二条の十二第三項、第八十二条の十四第

、その旨を第一項の申請書の副本に記載してしなければならない

(自動車取得税申告書の整理

は

第百十九条 ならない。 自動車税事務所長は、自動車取得税申告書を申告日ごとに整理しなければ

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

(軽油引取税の特別徴収義務者の調査

第百二十条 県税事務所長は、条例第七十一条の九第一項の規定により指定された軽油 その他必要な事項を調査しなければならない。 引取税の特別徴収義務者について、条例第七十一条の十一第二項各号に規定する事項

(軽油引取税の保全担保)

第百二十一条(第二十一条第一項及び第三項の規定は、法第百四十四条の二十に規定す る軽油引取税に係る徴収金の保全担保について準用する。

(仮特約業者の指定の通知書等)

第百二十二条(規則第八十二条の十六第一項の規定による軽油引取税の仮特約業者の指 定をした旨又は指定を認めない旨の通知は、別記第二百三十一号様式による通知書に より行わなければならない。

2 をした旨の通知は、別記第二百三十二号様式による通知書により行わなければならな 規則第八十二条の十六第二項の規定による軽油引取税の仮特約業者の指定の取消し

(特約業者の指定の通知書等)

**第百二十三条 法施行規則第八条の三十五に規定する知事が指定する金額及び期間につ** いて保証を行うことを証する文書は、規則第三十三号様式を準用する。

2 規則第八十二条の十七第一項の規定による軽油引取税の特約業者の指定をした旨又 は指定を認めない旨の通知は、別記第二百三十三号様式による通知書により行わなけ ればならない。

3 した旨の通知は、別記第二百三十四号様式による通知書により行わなければならない。 規則第八十二条の十七第二項の規定による軽油引取税の特約業者の指定の取消しを (軽油引取税の特別徴収義務者の登録等)

第百二十四条 の特別徴収義務者の登録申請書の提出があつたときは、 県税事務所長は、条例第七十一条の十一第一項の規定による軽油引取税 第百二十条第一項の規定によ

2 条の十一第四項の規定による登録の変更の申請があつたときも、 る調査に基づき、当該申請書により登録の決議をしなければならない。条例第七十一 た旨の通知は、その旨を前項の申請書の副本に記載してしなければならない。 条例第七十一条の十一第三項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録をし 同様とする。

- 3 において登録証票を再交付したときも、同様とする。 しなければならない。条例第七十一条の十三の規定により再交付の申請があつた場合 を当該特別徴収義務者に交付したときは、その旨を同項の登録決議書に記載して整理 第八条の二十八に規定する登録の証票 (以下この条において「登録証票」という。) 県税事務所長は、第一項の規定により登録の決議をした場合において、法施行規則
- 県税事務所長は、登録証票の受払簿を備え、次の各号に掲げる場合に該当するとき 登録証票の受払いの状況を記載して整理しなければならない。
- 知事から登録証票の送付を受けたとき。
- 法第百四十四条の十六第一項の規定により登録証票を交付したとき
- を再交付したとき。 条例第七十一条の十三の規定による再交付の申請があつた場合において登録証票
- 5 その旨を第一項の登録決議書に記載して整理しなければならない。 県税事務所長は、次の各号に掲げる登録証票については、速やかに廃棄の処分をし、
- 法第百四十四条の十六第四項の規定により返された登録証票
- || 条例第七十一条の十二第三項の規定により没収した登録証票

岐

- 6 十一条の十一第三項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。次項において 者に通知しなければならない。 同じ。) の登録の消除をしたときは、その旨を当該申請書の副本に記載して当該申請 **義務者の登録の消除の申請があつた場合において当該登録特別徴収義務者 (条例第七** 県税事務所長は、規則第八十二条の二十第二項の規定により軽油引取税の特別徴収
- 7 知をした場合を除く。) は、別記第二百三十五号様式による通知書により行わなけれ 除をした旨の通知(前項の規定により登録特別徴収義務者の登録の消除をした旨の通 条例第七十一条の十一第七項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者の登録の消

## (軽油引取税の納税者の調査

(55)

第百二十五条 県税事務所長は、条例第七十一条の八第一項ただし書の規定により申告 納付すべき納税者 (以下この節において「納税者」という。) について、条例第七十

> ばならない。 一条の十一第二項各号に規定する事項に準ずる事項その他必要な事項を調査しなけれ

## (免税軽油使用者証の交付等

第百二十五条の二 県税事務所長は、施行令第四十三条の十五第一項の規定により免税 証の交付について決議するとともに、当該使用者証を申請者に交付しなければならな 軽油使用者証の交付申請書の提出があつたときは、当該申請書により免税軽油使用者

- 2 前項の規定は、施行令第四十三条の十五第五項の規定により免税軽油使用者証の書 換えの申請があつた場合について準用する。
- 3 県税事務所長は、別記第二百三十六号様式による交付簿を備え、前二項の規定によ る免税軽油使用者証の交付及び書換えの状況を記載して整理しなければならない。 (免税証の交付等)
- 第百二十五条の三 県税事務所長は、施行令第四十三条の十五第七項の規定により免税 するとともに、必要とする免税証を当該申請者に交付しなければならない。この場合 証の交付申請書の提出があつたときは、当該申請書により免税証の交付について決議 においては、提示された免税軽油使用者証に必要事項を記載しなければならない。
- 2 県税事務所長は、施行令第四十三条の十五第十三項の規定による届出書の提出があ るとともに、当該届出書にその旨を記載しなければならない。 つたときは、当該届出書の写しに受付印を押し、これを当該免税軽油使用者に交付す
- 3 ければならない。 に通知書を送付したときは、その旨を同項の規定による免税証交付申請書に記載しな **県税事務所長は、施行令第四十三条の十五第十七項の規定により関係都道府県知事**
- 4 認めるときは、免税軽油の引取数量、消費数量その他必要な事項を調査しなければな 県税事務所長は、第一項の規定により免税証を交付した者について、必要があると
- 5 県税事務所長は、第一項の規定により免税証を交付したとき、又は条例第七十一条 の返納があつたときは、別記第二百三十六号様式による交付簿により整理しなければ の十五第九項において準用する条例第七十一条の十四第五項後段の規定により免税証
- きは、 県税事務所長は、免税証用紙の受払簿を備え、次の各号に掲げる場合に該当すると 免税証用紙の受払いの状況を記載して整理しなければならない

号

- 知事から免税証用紙の交付を受けたとき
- **免税証の不正受給等による軽油の引取りに対する軽油引取税の賦課決定** 条例第七十一条の十五第四項の規定により免税証を交付したとき
- 第百二十五条の四 県税事務所長は、法第百四十四条の二十二第四項 (法第百四十四条 の二十五第五項において準用する場合を含む。) の規定により、普通徴収の例により 定決議書により決議しなければならない。 徴収する軽油引取税の賦課決定をするときは、別記第二百三十七号様式による賦課決

(普通徴収に係る軽油引取税の納税通知書)

第百二十五条の五(規則第十条第一項の規定による軽油引取税の納税通知書は、 |百三十八号様式のとおり調整して作成しなければならない。 別記第

(軽油引取税の申告書の提出があつた場合の処理)

第百二十五条の六 消し、特別徴収義務者ごとに別記第二百三十八号の二様式による使用済免税証整理票 を付して整理しなければならない。 を添付した軽油引取税の納入申告書の提出があつたときは、当該免税証の交付印を抹 県税事務所長は、条例第七十一条の十第四項の規定により、免税証

(軽油引取税の徴収猶予)

2 第百二十五条の七(第十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、条例第七十一条の十 八第一項の規定による軽油引取税の徴収猶予及び法第百四十四条の二十九第二項にお 三十八号の三様式による通知書により行わなければならない。 いて準用する法第十五条の三第一項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。 前項の場合における法第十五条第四項の規定による徴収猶予の通知は、別記第二百

岐

3 合について準用する。 第十七条の規定は、条例第七十一条の十八第一項後段の規定により担保を徴する場

(徴収不能額等の納入義務の免除)

- 第百二十五条の八 県税事務所長は、条例第七十一条の十九第二項の規定により軽油引 取税額納入義務の免除の申請書の提出があつたときは、当該申請書により納入義務の 免除について決議しなければならない。
- 2 除をしない旨の通知は、その旨を前項の申請書の副本に記載してしなければならない。 法第百四十四条の三十第三項の規定による納入義務を免除すべき金額の決定又は免 (軽油を返還した場合及び引取後において免税用途に供した場合の措置)

第百二十五条の九 県税事務所長は、条例第七十一条の二十第一項の規定により軽油の

> ついて決議しなければならない。 返還があつた旨の申告書の提出があつたときは、当該申告書により納入義務の免除に

- 免除をしない旨の通知は、その旨を前項の申告書の副本に記載してしなければならな 規則第八十二条の二十六第二項の規定による納入義務を免除すべき数量の決定又は
- **3 前二項の規定は、条例第七十一条の二十一の規定による納入の免除について準用す**

(免税軽油以外の軽油を免税用途に供したことについての承認

第百二十五条の十 県税事務所長は、条例第七十一条の二十二第一項の規定により免税 当該申請書により承認について決議しなければならない。 軽油以外の軽油を免除用途に供したことについての承認申請書の提出があつたときは、

(軽油引取税の課税標準量等の調査)

第百二十五条の十一 県税事務所長は、軽油引取税の納入申告書又は納付申告書 (以下 軽油引取税の申告書の提出がないとき、軽油引取税に係る更正の請求書の提出があつ この節において「申告書」という。) の提出があつた場合において必要と認めるとき、 たとき、その他必要と認めるときは、特別徴収義務者又は納税者の軽油引取税の課税 標準量となる軽油の引渡数量その他必要な事項を調査しなければならない。

(軽油引取税に係る更正又は決定)

- 第百二十五条の十二 県税事務所長は、軽油引取税の申告書の提出があつた場合におい ちに、更正の決議をしなければならない。 て、その課税標準量又は税額が前条の規定により調査したところと異なるときは、 直
- 2 したところに基づき、直ちに、決定の決議をしなければならない。 **県税事務所長は、軽油引取税の申告書の提出がないときは、前条の規定により調査**
- **3 県税事務所長は、第一項の規定による更正又は前項の規定による決定をした後にお** 見したときは、直ちに、更正の決議をしなければならない。 いて、その課税標準量又は税額が前条の規定により調査したところと異なることを発
- 油引取税更正・決定等決議書により行わなければならない。 前三項の規定による更正又は決定の決議は、別記第二百三十八号の四樣式による軽
- 求書の提出があつた場合において、更正すべき理由がないと認めるときは、当該請求 書により更正をしない旨の決議をしなければならない。 県税事務所長は、規則第八十二条の二十九の規定により軽油引取税に係る更正の請

第百二十五条の十三 県税事務所長は、軽油引取税の過少申告加算金、不申告加算金又 は重加算金の決定の決議を前条の規定による更正又は決定の決議と同時にする場合に (軽油引取税に係る加算金の決定)

外 (7)

に改める。

第百三十五条を次のように改める

(自動車税の減免)

第百二十九条及び第百三十条

第百三十一条第三項中「別記第二百四十三号の二様式」を「別記第二百二十六号様式」

おいては、同条第四項に規定する更正、決定等決議書により決議しなければならない。

ただし、期限後申告に係る不申告加算金の決定の決議は、別記第二百三十八号の五樣

式による不申告加算金決定等決議書により行わなければならない。

(軽油引取税に係る更正又は決定の通知書等)

は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式のとおり調整して 作成しなければならない。

第百二十五条の十四(規則第十一条の規定による軽油引取税の更正又は決定の通知書等

軽油引取税更正・決定・加算金決定等通知書別記第二百三十八号の六様式

第百六十二条から第百九十一条まで

削除

「第十三号様式

徴収猶予

(換価猶予

(換価猶予取消)) (徴収猶予取消

第三項及び第五

第十三条第一項、

五項、第八十八条

項、第三項及び第 項、第十四条第一

決議書

一節及び第二節

提出があつた場合について準用する。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第百三十五条(第百十八条の規定は、規則第八十七条第二項、第八十七条の二第二項、

第八十七条の三第六項又は第八十七条の四第二項の規定により自動車税減免申請書の

軽油引取税の期限後申告に係る不申告加算金決定等通知書の別記第二百三十八号

法第二十条の九の三第三項の規定による更正をすべき理由がない旨の通知は、その

2

軽油引取税の申告書

岐

条例第七十一条の二十二第一項の規定による承認申請書

第百二十八条第三項及び第四項中「別記第二百四十三号の二様式」を「別記第二百二

第百二十五条の四の規定による軽油引取税賦課決定決議書

第百二十九条及び第百三十条を次のように改める

公

旨を第百二十五条の十二第五項の請求書の副本に記載して行わなければならない。

(軽油引取税の申告書等の整理)

第百二十五条の十五 県税事務所長は、軽油引取税に係る次の書類を特別徴収義務者又

は納税者ごとに編集して整理しなければならない。

軽油引取税の更正・決定等決議事

その他必要と認める書類

2 県税事務所長は、次に掲げる書類を免税軽油使用者ごとに編集して整理しなければ

ならない。

免税軽油使用者証交付申請書

免税証交付申請書及び施行令第四十三条の十五第十三項の規定による届出書

その他必要と認める書類

十六号様式」に改める。

( 57

別記様式目次中

延長) 通知書

徴収猶予 (換価猶予) (期間

第十三条第二項及

附則第三項 二条第一項並びに

び第五項、第十四

九条の三第一項、

項、第八十九条の 十八条の三第一 の二第一項、第八

二第一項、第八十

十三条、第百八十 第百一条、第百六

項、第八十八条の 条第二項及び第五

二第一項、第八十

八条の三第一項、

二第二頃、第八十項、第八十九条の	二項		第 二 十	に附則第三項条の七第一項並び				号
十八条の三第二の二第二項	+ 0			一条、第百二十五				<b>外</b> (7
二項、第八十八条	2 =			九条の三第一項、				)
項、第二十二条第	項			二第一項、第八十				
第二十一条第一		命令決議書		項、第八十九条の				
第十七条第一項、  「第二十四号樣式	担保(増担保)提供(変更) 第-	四号様式 担保 (増出		十八条の三第一				
項				の二第一項、第八				
二十五条の七第一				五項、第八十八条				
十一条並びに第百				項、第三項及び第				
の三第一項、第百				項、第十四条第一		決議書		di;
一項、第八十九条			95-	第三項及び第五	(換価猶予取消))	(換価猶予		支
第八十九条の二第			「第二十 	第十三条第一項、	(徴収猶予取消)	徴収猶予	「第十三号様式	阜
八条の三第一項、			百八十二条第一項」	百八				L
二第一項、第八十			六十三条並びに第	六士				県
項、第八十八条の			の三第一項、第百	の三編				
条第四項及び第五			一項、第八十九条	一項、				公
び第五項、第十四	知書		第八十九条の二第	第八十				ŧ
取消通 第十三条第四項及	徵収猶予 (換価猶予) 取消通	第十四号樣式	八条の三第一項、	八条の				報
並びに附則第三項			二第一項、第八十	二第				
一条、第百十一条			項、第八十八条の	項、領				
の三第一項、第百			条第四項及び第五	条第四				平
一項、第八十九条			び第五項、第十四	び第三	知書			成2
第八十九条の二第			第十三条第四項及	(換価猶予) 取消通 第十二	徴収猶予	第十四号様式		1年
八条の三第一項、				項				4月
二第一項、第八十		7	条並びに附則第三	条並び				1 E
項、第八十八条の		ŧ	一条、第百六十三	一条、				1
条第二項及び第五			の三第一項、第百	の三編				(
び第五項、第十四	延長) 通知書	式	一項、第八十九条	一項、				58
				1				)

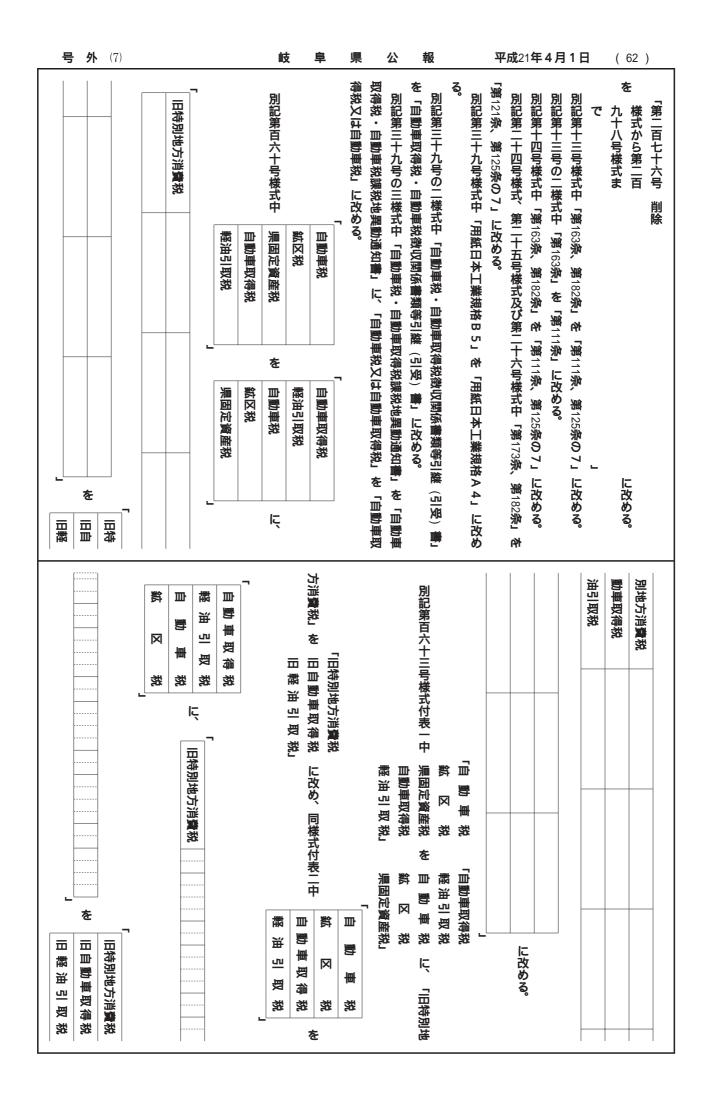
第 二 十

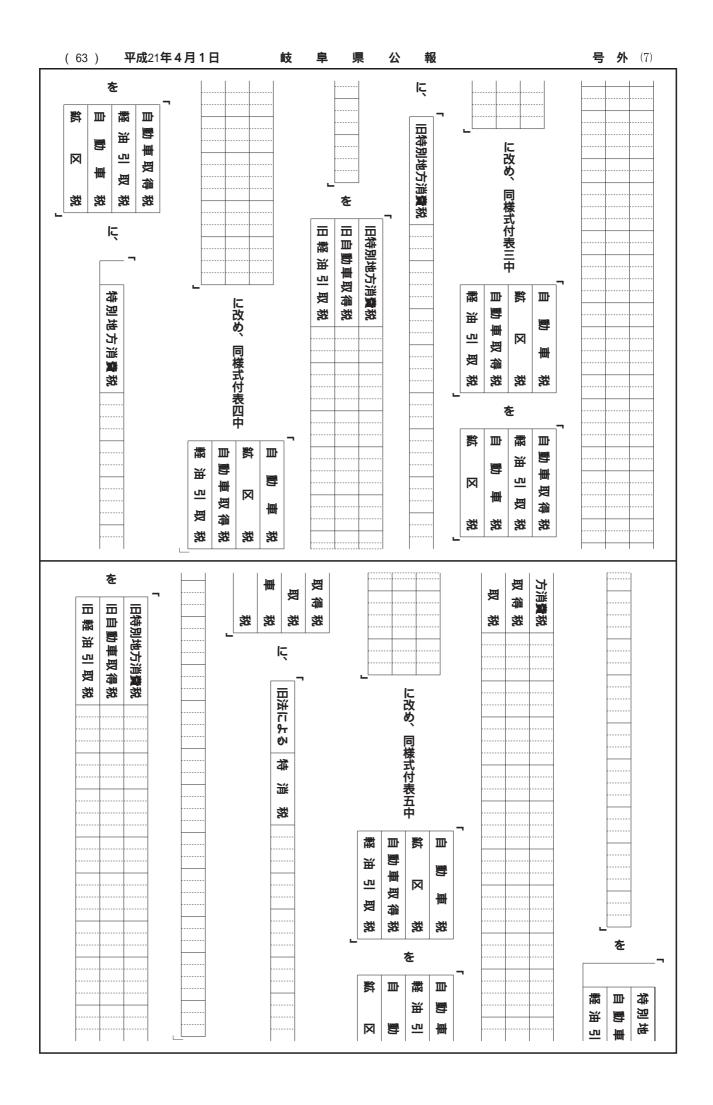
命担

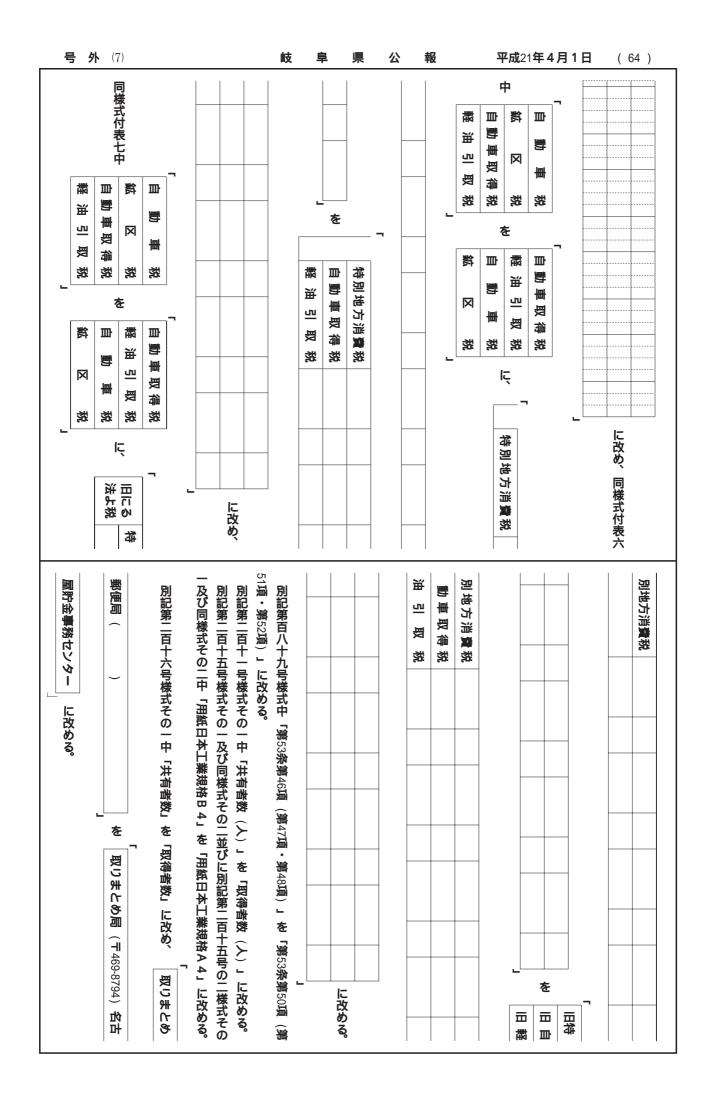
( 59 )	平成21年4月1日	岐 阜	県 公	報	<b>号 外</b> (7)
令決議書		六 号 粮 式			五 号 様 式
() 提供 (変更)		徴収金徴収) 決議書			担保解除通知書
東) 第十七条第一項、第二十二条第一		徴収金徴収)決議書			**************************************
第一	項 第百八十二条第三 第百八十二条第三 第百八十二条第二 第二八十二条第二 第二八十二条第二 第二八十二条第二 第二八十二条第二	三項、第八十八条第二十一条第三十一条第三	第百七十三条及び第百七十三条及び	九条の三第二項、第八十九条の三第二項、第八十九条の三第二の一第二項、第八十九条の三第二の第二の一部二の一部二の一部の一部二項、第八十十八条の三第二の一部二項、第八十十八条の三第二項、第八十十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第八十二項、第二項、第八十二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第二項、第	三項、第八十八条第三項、第二十一条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十一条第三項、第二十一条第三項、第二十一条第三項、第二十一条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項、第三十二条第三項、第三十二条第三項、第三項、第三十二条第三項、第三十二条第三項、第三十二条第三項、第三十二条第三項、第三十二条第三項、第三十二条第三項、第三列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列
		<b>*</b>	r	を	eetr
		第二十六号榜式			第二十五号樣式
		徴 担			担
	収金徴収)決議書			保解除通知書	
第百二十一条及び第百二十一条及び		第百二十五条の七第百二十一条及び第二十一条及び		三項、第八十八条第二十一条第三十一条第三項、第二十二条第三項、第二十二条第三項、	二項、第八十八条の二第二項、第八十九条の二第二項、第八十九条の二第二項、第八十九条の二第二項、第八十九条の二第二項、第八十九条の二第二項、第八十八条
			Ę		
		榜式	り 第三十九号の三 「第三十九号の二		
		地 算 通 毛	自動車税·自 関係書類等引		

<b>号 外</b> (7)		岐 阜 県	公 報 平	<b><sup>7</sup>成</b> 21 <b>年4月1日</b> (60)
様式第二百三十二号	式 第 様 第 二百二十八号 様 式 第 二百二十八号 様 式	第二百二十七号	<b>大                                    </b>	十第十に、条領を発
消通知書軽油引取税仮特約業者指定取(申請却下)通知書軽油引取税仮特約業者指定取軽油引取税仮特約業者指定	申請斉印 自動車取得税・自動車税減免 自動車取得税申告是認調書 自動車取得税申告是認調書 知書	自動車取得税更正・決定(加等明細表	号 自動車取得税・自動車税賦課号 自動車取得税更正・決定等決理簿 議書 ご紙代金収納計器始動票札管で	十五条の七
項第百二十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二条第二十二	及び第百二十六条第一項第百十八条第一項	第百十六条第一項び第四項並びに第二十一条第三項及こ十一条第三項及	第百十五条第四項 第百十五条第四項 第百十条第一項	地異動通知書関係書類等引継(引受)書目動車取得税・自動車税徴
	第二百四四			<u>-</u> を
	 	の四様式 第二百三十八号 の三様式	の二様式第二百三十八号第二百三十八号	様式 第二百三十三号 様式 第二百三十五号
	・自助車収导税武课 第五二十八条第三 る不申告加算金決定等通知書 四第一 を決定等通知書 四第一 を決定等通知書 四第一 を決定等通知書 四第一 を決定等通知書 四第一 を決定等通知書 三 を決定等通知書 三	書解油引取税便正・決定等決議報油引取税徴収猶予通知書	票 軽油引取税納税通知書 軽油引取税納税通知書	免税証交付簿 <b>全税証交付簿</b> <b>全税証交付簿</b> <b>全税証交付簿</b> <b>全税証</b>
及び第五を「第二百四項、第の二様	第百二十五条の十 第百二十五条の十 第百二十五条の十 第百二十五条の十 第百二十五条の十	二十五条の十三 二第四項及び第百 二第四項及び第百 第二項	第百二十五条の五第百二十五条の五第百二十五条の三第五項	第百二十三条第二 第百二十三条第三 第百二十四条第七 第百二十五条の二

( 61 )	平成21年4月1日	岐阜!	県 公 報	<b>号 外</b> (7)
			項及び第百七十条」を様式 「現及び第百七十条」を様式 「場上百七十八号)削除第二百七十八号)削除第二百七十八号)削除第二百七十八号)削除	「第二百四十九号 削除第百三十条第一項 様式 原本
		晋 等 通 :	定(加第百六十八条第一項及び第五項項及び第五項	申請済印 ・
				Ę
様式第二百九十八号	第二百九十四号	様式第二百九十二号第二百九十二号	様式 第二百八十八号 様式 及び第二百 八十九号 一号様式 一号	第二百八十五号 第二百八十五号 第二百八十五号 第二百八十五号
る不申告加算金決定等通知書軽油引取税の期限後申告に係金決定等通知書	軽油引取税更正・決定・加算る不申告加算金決定等決議書る不申告加算金決定等決議書	書解注明の一個では、「本学の主義をはいます。」のでは、「おおります」である。 おいい おいい はいい はいい はいい はい はい はい はい はい はい はい はい は	票 料油引取税納税通知書 料除	軽油引取税賦課決定決議書 一級 一級 一級 一級 一級 一級 一級 一級 一級 一級
項第百八十九条第一	第 第 条	項及び第百八十八 第百八十七条第四 項	第 百 八十 - 条	第百七十四条の二 第百七十五条第七 第百七十七条第三 第百七十七条第三 条第五項







ı

ı

ı

ı

ı

ı

ı

ı

ı

ı

l

ı

ı

l

l

ı

l

l

l

l

ı

l

l

l

# 第224号様式(用紙日本工業規格A4)(第110条関係)

## 証紙代金収納計器始動票札管理簿

年月日

県保管分

궠

公

闳

瓷

华

計器取扱者手 持分

細

巾

枚数数

瓣

巾

枚数

細

巾

枚数

細

巾

企業

枚

ı

枚

ı

枚

l

枚

l

計器番号

•	•	•	•	•	•	•
ì	ì	ì	ì	ì	ì	ł
ì	ı	ì	ì	ì	ì	ı
ì	ı	ì	ì	ì	ì	ì
ì	ı	ì	ì	ì	ì	ł

### 第225号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第115条関係)

所	f 長	総務課長	課税課長	担当総括	担	当	主	任	起案	年	月	日
										-	_	_
									決裁	年	月	日

### 自動車取得税更正・決定等決議書

### [本 税]

				今	0	l		累	討	<u> </u>
	申台	与事由	件	数	税	額	件	数	税	額
		随時申告								
	自	修正申告								
増	動	更正								
額	車	決定								
пя		小計								
調	軽	随時申告								
定	自	修正申告								
	動	更正								
分	車	決定								
		小計								
	合語									
	自	更正								
減	動	減免								
額	車	その他								
		小計								
調	軽	更正								
定	自	減免								
	動	その他								
分	車	小計								
	合語									
総旨	信	( )								

### [加算金]

							4	<b>&gt;</b>								累	Į.		i	計		
					不申	告加拿	章金	過少申	告加	算金	重	加算:	金	不申	告加拿	金	過少申	告加	算金	重加	加算:	金
					件数	金	額	件数	金	額	件数	金	額	件数	金	額	件数	金	額	件数	金	額
増	額	調	定	分																		
減	額	調	定	分																		
合	計																					

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

67 )	-T-14.	<b>戊</b> 21 <b>年</b>	7/3	• н		岐	阜	県	•	公	報				号	外(
													登録番号		申告年月	
													住所(所在地)/氏名(名称)	納 税 義 務 者		
													課税対 特象年度 例			
													税(田)	<b>III</b>		
													四数 编 定 ()	動		日则早以行
													額 既確定額 (円)	車税		日则年以传统。日则年优强深守弘御农
															職	架
													差引増減額 課税標準額 (円) (千円)	<b>II</b>	調定年月日	
													全 (	動車	約期限	
													額 既確定額(円)	取得	課税年度	処理日:
													E額 差引増減額 (円) (円)	慦	E 現過名称	
													福		調定理由	

### 第227号様式 (用紙日本工業規格A4) (第116条関係)

)

祖名 (四角) (基件色) (基件色) 自動車取得税更正・決定(加算金決定)等通知書 併

回

Ш

自動車取得税について、地方税法第129条の規定により次のとおり更正・決定及び加算金の決定をしたので通知します。 この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によつて納めてください。 岐阜県自動車税事務所長 田

誕 揿 揿 通知納期限 課税標準額 × 烟 分 盛 掛 編 滒 出 額 田 羁 編 滒 出 額 田 洲 ď 華 減 出 額 田 過少申告加算金 (通常対象分) (加重対象分) 下 申 告 加 算 : (通常対象分) (加重対象分) 加算金計 重加算金 御 計算の基礎となる税額 田 掛 域 繟 靐 櫸 定 巾 額 田 羁 **密付すべき額** 編 滒 域 繟 田 併 回 洲 úЛ Ш 華 滇 額 田

画場

岐

延滞金の計算方法)

- 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額(その全額が2,000円未満であるとき又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)に 年14.6パーセント(この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(これらの期間のうち平成12年1月1日以後 の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加 算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算します(その全額が1,000円未満であるとき又 は100円未満の端数があるときは、 その全額又は端数金額を切り捨てる。)。
- この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴え)

不服申立て

経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 ます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の⑴から⑶までのいずれかに該当するときは、 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができ 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。 、裁決を

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 第8号様式備考は、この様式について準用する。 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき

県

公

報

第228号樣式 (用紙日本工業規格A4) (第116条関係)

自動車取得税加算金決定等通知書 年 回 Ш

住民名名 ( 四 ( 四 ( 色 ( 巻 ( 巻

攃

岐阜県自動車税事務所長 印自動車取得税について、地方税法第132条及び第133条の規定により、次のとおり加算金の決定をし

ましたので通知します。

この通知書に基づく加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によつて納めてください。

攜 K 鄙 少 田 少 串 告 加 算 金(通常対象分) 申告加算(通常対象分) × **⊞** 加重対象分 加重対象分 鮂 白 唧 分 绀 半 揿 讄 盤 田 压强 加算金額 盛 田 揿 點 盚 田 讄 例 定 加算金額 盛 田 差引納付すべき 金 額 域 田 糳 櫸 揿 運 毌 ₩ 巾 丱 挡 驲 # 밤 簉 48 併 丰 戡 X 回 佣 嚴 盛 Ш 分 9 빡 域 繟 丰 併 脚 回 皛 Ш 田部 田

企業

(69)

あるとき、

その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、

審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、

とされていますが、

**県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこと** 対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜

裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要が

この加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に

第8号様式備考は、この様式について準用する

号 外 (7	7)		岐	阜	公	報		平	<b>成</b> 21 <b>年</b>	年4月1	日 (70
備考 1 調査書を添 2 申告区分別		申告年月日	葉光中	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	(	ě	章				知
調査書を添付すること。 申告区分別に作成すること。		#							自動車取得税申告是認調書		超当総括 担 当
	94	月日	中						是認調書		田 市 助 場 準
	4										
						<b>^</b>	自動車税	自動車取得税	登録(車両)番号		
							中	弁	ď	自動車取得税 減免申請済自 動 車 税	自動車取得税 自 動 車 税
						•	月日申請	月日申請			済印

第231号様式 (用紙日本工業規格A4) (第122条関係)

### 軽油引取税仮特約業者指定 (申請却下) 通知書

 第
 号

 年
 月

 日

住 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称) 様

岐阜県 県税事務所長 印

次のとおり地方税法第144条の8第1項の規定による仮特約業者の指定の申請を却下 します。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

住 所 (所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
指定番号	第    号
指定の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで ただし、あなたが地方税法第144条の9第1項の規定による特約業者の指定を受けたときは、この仮特約業者の指定は、効力を失います。
却下の理由	

第232号様式 (用紙日本工業規格A4) (第122条関係)

### 軽油引取税仮特約業者指定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

住 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称) 様

岐阜県 県税事務所長 印

次のとおり地方税法第144条の8第3項の規定により仮特約業者の指定を取り消します。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

住 所 (所 在 地)				
氏 名 (名 称)				
指定番号	ğ	Ė	号	
指定年月日	£	<b>▶</b> 月	B	
指定取消しの 適 用 年 月 日	£	<b>▶</b> 月	B	
取消しの理由				

第233号様式 (用紙日本工業規格A4) (第123条関係)

### 軽油引取税特約業者指定 (申請却下) 通知書

 第
 号

 年
 月

 日

住 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称) 様

岐阜県 県税事務所長 印

次のとおり地方税法第144条の9第1項の規定による特約業者の指定の申請を却下します。

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

住 所 (所 在 地)			
氏 名 (名 称)			
指定番号	第		묵
指定の適用年月日	年	月	B
却下の理由			

### 第234号様式 (用紙日本工業規格A4) (第123条関係)

### 軽油引取税特約業者指定取消通知書

 第
 号

 年
 月

 日

住 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称) 様

岐阜県 県税事務所長 印

第 3 項

次のとおり地方税法第144条の9第5項本文の規定により、特約業者の指定を取り消します。 第6項後段

この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

住 所 在 地)			
氏 名 (名 称)			
指定番号	第		号
指定年月日	年	月	Ħ
指定取消しの 適 用 年 月 日	年	月	B
取消しの理由			

第235号樣式 (用紙日本工業規格 A 4) (第124条関係)

### 軽油引取税特別徵収義務者登録消除通知書

号 年 月 日

住 所 (所 在 地)

> 氏 
>  氏
>  名
>
>  (名
>  称)
>
>  様

> > 岐阜県 県税事務所長 印

次のとおり軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を消除しましたので、岐阜県税条例第71条の11第7 項の規定により通知します。

住 所 在 地)	
氏 名 (名 称)	
登録番号	第    号
登録年月日	年 月 日
元売・特約の別	
登録消除年月日	年 月 日
登録消除の理由	岐阜県税条例第71条の11第5項 "第71条の11第6項第1号 "第71条の11第6項第2号

第236号様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の2、第125条の3関係)

(表 面)

免 税 証 交 付 簿

								整理番号	免税軽	油使用者証番号
免使	<b>住</b> (月	所 所 <b>近</b> 在地)								
税 用 軽	氏 (名	名 称)								
油者	業	種						電話	番号	
使交用付用		・更新  交付	年 月 日		・更新 再交付	年月	日	交付・・再		年 月 日
年者月						•	•			
証日			• •			•	•			• •
			免	税		機	材			
	年月日	機械、	車両又は設備	の名称	型	式	軸馬	カ	摘	要
•	•									
•	•									
•	•									
•	•									
•	•									
•	•									
•	•									
•	•									
•	•									

備考 免税機械の書換えがあつた場合は、摘要欄に書換えの年月日及び理由を記載すること。

(裏 面)

# 免 税 証 交 付 状 況

交	付	年	月	日	•		•	•	•	•	•		
交付	交			付			リットル		リットル		リットル		リットル
交付数量	返			納			リットル		リットル		リットル		リットル
有	効		期	間	•		・から ・まで	•	・から・まで	•	・から ・まで	•	・から・まで
受氏		領名		者印									
交	付	年 ~~~	月 ~~~~	日 ~~~~		~~~		~~~	······································		~~~~~	~~~	

	~~~	~~~	~~~	~~~		~~~~~		~~~~~		~~~~~	······	~~~~~~
受		領		者								
氏		名		印								
交	付	年	月	日	•	•	•	•	•	•	•	•
交付数量	交			付		リットル		リットル		リットル		リットル
数量	返			納		リットル		リットル		リットル		リットル
有	効		期	間	•	・から ・まで	•	・から ・まで	•	・から ・まで	•	・から ・まで
受		領		者								
氏		名		印								

# 第237号様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の4関係)

所	長	総務課長	課税課長	担当総括	担	当	主	任	起案	年	月	日
									決裁	年	月	日
									通知	年	月	日

# 軽油 引取税 賦課決定決議書

課税番号		事業者コード		
納税者又は	住所又! は 所 在 :	ま 也		
特別徵収義務者	氏名又 名	す		
課税標	準量			( )
税	率			(円)
税	額			(円)
指定納	期限			
摘要				

第238号様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の5関係)

年 月 日

樣

岐阜県 県税事務所長 印

#### 軽油引取税納税通知書

軽油引取税について、地方税法第144条の22第4項、第144条の25第5項及び岐阜県税条例第71条の8第2項の規定により次のとおり賦課しましたので、納期限までに納めてください。

課税番号			事	業者コード						
納税者		住所5								
特別徴収義	務者	氏名5	スは 称							
課税	標準									(いい)
税		率								(円)
税		額								(円)
納	期	限			年		月	日		
納付	場	所			下訂	を	ご覧くだ	さい。		

(納付場所)

- 1 納付場所は、次のとおりです。
- (1) 岐阜県内の銀行、信託銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、東海労働金庫、信用組合、岐阜県信用農業 協同組合連合会及び農業協同組合の本店、支店、支所又は出張所
- (2) 岐阜県外の十六銀行及び大垣共立銀行の支店、北陸銀行中村支店並びにみずほ銀行、三菱東京UFJ銀 行及び三井住友銀行の本店又は支店
- (3) 岐阜県、愛知県、三重県及び静岡県内のゆうちょ銀行の支店その他の営業所及び同行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局(納期限内に納付される場合に限る。) (延滞金)
- 2 納期限後に税金を納付する場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(その全額が2,000円未満であるとき又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額(その全額が1,000円未満であるとき又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)を加算して納めてください。(督促)
- 3 納期限までに税金が完納されないときは、納期限後20日以内に督促状を発します。 (滞納処分)
- 4 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、国税徴収法の規定の例によって滞納処分をすることがあります。 (不服申立て)
- 5 この税の賦課について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知 書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 (処分の取消しの訴え)
- 6 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、 岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取 消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていま すが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

号 :	<b>外</b> (7)	岐	阜	県	公	報	平成21年4月1日	( 80 )
								別記第二百三十八号様式の次に次の六様式を加える。

第238号の2様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の6関係)

									課	税番	号
	軽	油引	取税使	用済免税証整理票	( 年	月分)					
登録特別徴収	住 (所	在	所 地)								
義 務 者	氏 (名		名 称)								
免税証の種類	枚		数	数量	免税証の	種類	枚 数	数数			1
1 リットル券			枚	リットル	100リ	ットル券	村	ζ	į	ノッ	トル
5 リットル券					200リ	ットル券					
10リットル券					500リ	ットル券					
18リットル券					1,000リ	ットル券					
20リットル券					5,000リ	ットル券					
50リットル券					10,000リ	ットル券					
					合	 計					

用	途	本	県	発	行	他	府	県	発	行	合	計
				リッ	トル				リッ	トル		リットル
合	計											

第238号の3様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の7関係)

 第
 号

 年
 月
 日

樣

岐阜県 県税事務所長 印

### 軽油引取税徴収猶予通知書

軽油引取税について、地方税法第144条の29第2項及び岐阜県税条例第71条の18第1項の規定により次のとおり徴収猶予をしましたので、通知します。

課	税	番	号		
年			月	年	月

徴	収	猶	予	期	間	徴収猶予額 (円)

1 上記期間内に納めないときは、この猶予を取り消し、滞納処分をすることになりますので、ご注意ください。

撺

要

2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 第238号の4様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の12、第125条の13関係)

所	長	総務課長	課税課長	担当総括	担	当	主	任	起案	年	月	日
									決裁	年	月	日
									通	4	В	
									通知	年	月	日

# 軽油引取税更正・決定等決議書

年 月			課	税番号		事業者コード	
納税者又	は月	主所又は 折 在 地					
特別徴収義務	L	氏名又は 名 称					
区分	部	<b>果税標準</b>	<b>t</b> ( )	税率(円)	確定額(円)	既確定額(円	引) 増減額(円)
本 税							
区分		対象税額	(円)	率(%)	加算金額(円	l) 既確定額(円	· <b>· · · · · · · · · · · · · · · · · · </b>
過少申告加算等 (通常対象分 (加重対象分	•)						
不申告加算金 (通常対象分 (加重対象分	`)						
重加算金							
通 知 納	期限			年月	納付( サ	(人) すべき額 + +	P
更正決定の	理由	'			'		
摘							
要							

# 第238号の5様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の13関係)

所	長	総務課長	課税課長	担当総括	担	当	主	任	起案	年	月	日
									決裁	年	月	日
									通知	年	月	日

### 軽油引取税の期限後申告に係る不申告加算金決定等決議書

年 月	申	告 期 限	年 月 日	申告年月日	年 月	日
課税番号	事	業者コード				
納税者又は	住所又は 所 在 地					
特別徵収義務者	氏名又は 名 称					
区分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円	)		
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)						
通知納期限		年 月 日	納付	す べ き 額		円
加算金決定の理由	<b>地方税法第</b> 144	4条の47の規定に	よる。			
摘						
要						

第238号の6様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の14関係)

-,

(表面)

年 月 日

樣

岐阜県 県税事務所長 印

### 軽油引取税更正・決定 (加算金決定) 等通知書

軽油引取税について、次のとおり更正・決定及び加算金の決定をしましたので通知します。

この通知に基づく不足税額並びに不足税額に対する延滞金額及び加算金額については、通知納期限までに県 指定金融機関等へ納入書 (納付書) によつて納めてください。

年 月			課	税番号	<del>1</del>			事業者コード		
特別徴収義務 又 は 納 税		f又は 在 地								
又は納税	者 氏名	S又は 称								
区分	課	税標準(	)	税率	翼(円)		確定額(円)	既確定額(尸	9) 増減額	(円)
本 税										
区分	対	象税額(	円)	率	(%)		加算金額(円	) 既確定額(P	9) 増減額	(円)
過少申告加算金 (通常対象分 (加重対象分	) )									
不申告加算金 (通常対象分 (加重対象分	)									
重加算金										
通知納	期限			年	月	B	納入(	付) すべき額 + +		円
更正・決定の	理由									

### (裏面)

(延滞金の計算方法)

1 延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足税額(その全額が2,000円未満であるとき又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(この通知書による通知納期限までの期間又は当該通知納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント(これらの期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合を乗じて計算します(その全額が1,000円未満であるとき又は100円未満の端数があるときは、その全額又は端数金額を切り捨てる。)。

(不服申立て)

2 この更正・決定及び加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。

(処分の取消しの訴え)

- 3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第238号の7様式 (用紙日本工業規格A4) (第125条の14関係)

年 月 日

樣

岐阜県 県税事務所長

#### 軽油引取税の期限後申告に係る不申告加算金決定等通知書

軽油引取税について、次のとおり不申告加算金の決定をしましたので通知します。 この通知に基づく加算金額については、通知納期限までに県指定金融機関等へ納付書によつて納めてくださ 610

年 月		申告	期限	年	月 日	申告	年月日	3 年	月	日
課税番号		事業者	コード							
納税者又は	住所又は ま 所 在 地									
特別徵収義務者	き 氏名又は 名 称									
区分	対象税額	頁(円)	率(%)	加	算金額(円	3)				
不申告加算金 (通常対象分) (加重対象分)										
通知納其	期 限	年	月	Ħ	納付	すべ	き 額	1		円
加算金決定の日	理 由 地方税法	第144条の4	47の規定	による						

この加算金の決定について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この 通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処 分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜 **県を被告として(岐阜県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消し** の訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、

審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により 生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある ときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。